

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 5 号

令和 8 年（2026年） 9 月14日（月）（第 5 日）

吹田市議会会議録 5 号

令和8年9月定例会

○ 議 事 日 程

令和8年9月14日 午前10時開議

- 議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 吹田市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 議案第96号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
- 議案第97号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 令和8年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）
- 2 一般質問
- 3 報告第24号 令和7年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について
- 議案第99号 令和7年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について
- 議案第100号 令和7年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について
- 認定第1号 令和7年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和7年度吹田市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第5号 令和7年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和7年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 令和7年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 令和7年度吹田市水道事業会計決算認定について
- 認定第11号 令和7年度吹田市下水道事業会計決算認定について
- 議案第87号 吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第90号 吹田市議会議員及び吹田市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第91号 吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 32 名

1 番	益	田	洋	平	2 番	梶	川	文	代	
3 番	五	十	川	有	香	4 番	西	岡	友	和
5 番	久	保	直	子	6 番	中	西	勇	太	
7 番	今	西	洋	治	8 番	後	藤	恭	平	
9 番	澤	田	直	己	10 番	玉	井	美	樹	子
11 番	山	根	建	人	13 番	後	藤	久	美	子
14 番	川	田		尚	15 番	江	口	礼	四	郎
17 番	浜	川		剛	18 番	井	上	真	佐	美
19 番	野	田	泰	弘	20 番	竹	村	博	之	
21 番	塩	見	み	ゆ	き	22 番	柿	原	真	生
23 番	清	水	亮	佑	25 番	林		恭	広	
27 番	白	石		透	28 番	有	澤	由	真	
29 番	矢	野	伸	一	郎	30 番	小	北	一	美
31 番	橋	本		潤	32 番	乾			詮	
33 番	高	村	将	敏	34 番	井	口	直	美	
35 番	泉	井	智	弘	36 番	藤	木	栄	亮	

○ 欠席議員 1 名

12 番 村 口 久美子

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	山 下 栄 治
総 務 部 長	井 田 一 雄	行 政 経 営 部 長	北 澤 直 子
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	岡 松 道 哉
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	今 峰 み ち の
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	梶 崎 浩 明
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	岡 田 貴 樹	理 事（公共施設整備担当）	木 村 博 一
理事（地域整備担当）	野 口 裕 嗣	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	大 山 達 也	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	杉 原 博 之

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	次 長	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	水 落 康 介	主 査	奥 野 太 一
書 記	三 枝 暉 秋	書 記	中 川 晃 希

（午前10時 開議）

○橋本 潤議長 ただいまから9月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は32名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者は一人であります。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

なお、本定例会の臨時議事説明員として、本日、選挙管理委員会事務局長の出席を要請いたしましたので、御了承願います。

これより議事に入ります。

○橋本 潤議長 日程1 議案第88号、議案第89号及び議案第96号から議案第98号まで並びに日程2 一般質問を一括議題とし、過日に引き続き質問を受けることにいたします。通告順位により順次発言を願います。17番 浜川 剛議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 公明党の浜川剛です。発言通告に基づき質問をさせていただきます。

まずは、火災時に袋小路にならない避難経路確保についてお聞きします。

先日、東京都北区の小学校で、児童が校舎4階の幅約80センチのひさしに逃れ、消防により救助されるという異例の火災事故が発生しました。学校という場所で、子供たちの命がこれほど危険にさらされた事実を決して他人事と捉えてはなりません。この教訓を、本市の命を守る対策に直ちに生かすべきです。

今回、児童がひさしに逃れるしかなかった最大の理由は、出火により本来避難に使うはずの階段が使えず、退路が断たれて袋小路になったためと考えます。であるなら、本市の公立学校において、決して同様の事態を発生させてはならないと強く考えます。

そこでお伺いします。今回の事故を踏まえ、本市の公立学校において、火災発生時等に袋小路となり、避難できなくなる教室や場所が存在しないか、既に総点検を実施されたのでしょうか。実施されている

のであれば、保護者や地域の安心のためにも、結果を速やかに公表すべきと考えますが、市の見解を伺います。

設計上は2方向避難が確保されているとは思いますが、有事にその大前提が崩れるのが、火災の恐ろしいところです。専門家の意見も積極的に取り入れ、構造上、リスクが高い場所があれば、物品移動等の運用面だけでなく、避難バルコニー設置や防火戸改修などハード面の対策をちゅうちょなく進めるべきと考えますが、御見解を伺います。

あわせて、平時の避難訓練でもいつもの階段が使えない、煙でこのルートは通れないなどの袋小路を想定した実践的な訓練を実施すべきではないでしょうか。御見解を伺います。

聞こえない児童、生徒への非常時通知体制についてお聞きします。

非常時の通知は、基本的には非常ベルなど音による周知ですが、耳の聞こえない児童、生徒への非常時通知体制はどうなっているのでしょうか。今回の東京の小学校の火災は音楽室、いわゆる特別教室にいる児童が大きな影響を受けました。本市では特別教室においても、聞こえない児童、生徒へ確実に通知される体制なのか伺います。

次に、生命（いのち）の安全教育の活用についてお聞きします。近年、SNSの普及に伴う見えにくい性被害などが深刻化する中、国は子供が性暴力の被害者・加害者・傍観者にならないよう、生命（いのち）の安全教育を推進しています。

しかし、全国的な実施状況を見ると、自治体間で取組に大きな温度差が生じています。性被害から子供を守る教育に地域格差があってはなりません。

そこで3点お尋ねします。

1点目、大阪府内における生命（いのち）の安全教育の実施状況や傾向を、本市としてどう把握されているのでしょうか。

2点目、吹田市立小・中学校における現在の実施状況並びに教材や指導プログラムの活用状況はどのようなになっているのでしょうか。

3点目、全ての子供が自他の尊厳を守る力を身につけられるよう、本市としても教員研修の充実や全

校での確実な実施など、より一層積極的に推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。現場の教員にとってちゅうちょや負担感が、生まれやすい分野だからこそ、教育委員会が明確な方針を示し、バックアップすることが不可欠です。全校での確実な実施体制の構築、実践的な内容と教員研修の充実、家庭・保護者との連携の三本柱で、本市が先頭に立って推進する力強い答弁をお願いいたします。

次に、道徳教育・いのちの教育の充実の観点から、「最後だとわかっていたら」教育プログラムの活用についてお聞きします。

全国の小・中学校で最後だとわかっていたらという詩を用いた教育プログラムの活用が広がっています。このプログラムの最大の趣旨は、当たり前に来る明日は決して約束されていないという真理を通じ、命の貴さや日常のはかなさに気づき、今、目の前にいる人との時間を大切にすることを学ぶ点にあります。言葉にして思いを今日伝えることの大切さを、心で深く感じ取れるプログラムです。いじめや自死、人間関係の希薄化が課題となる中、感情を大きく揺さぶり、生き方を見詰め直す機会は極めて有効です。本市の小・中学校の道徳教育等においても、子供たちが命の重みや他者への感謝を深く実感できるよう、このプログラムを積極的に取り入れ、各学校へ展開すべきと考えます。

導入に当たっては、教室での朗読にとどまらず、読後に語り合うワークショップ形式や、親と子が一緒に命や絆について考える保護者参加型の授業など、より効果的なプログラムとして展開すべきです。明日が来るのは当たり前でないと胸に刻むことで、いじめをなくし、周りの人を大切にできる子供が育つと考えます。御見解をお聞かせください。

続いて、今後の防災の取組についてお聞きします。先日、政府の地震調査委員会から公表された長期評価で、本市に甚大な被害をもたらすと想定される上町断層帯の地震発生確率が、Sランクから0.1%未満のZランクへと下方修正されました。この報道に安心だと胸をなで下ろした市民の方もいるかもしれませんが、しかし、私はこの評価修正によって本市の防災・減災施策にいささかの後退や緩みも生じさせ

るべきではないと強く考えます。

先日、行政視察で訪れた倉敷市において、甚大な自然災害の傷跡と復興への厳しい道のりを、改めて目の当たりにしてまいりました。災害は発生確率が下がったからといって容赦してくれるものではありません。事実、阪神・淡路大震災を引き起こした活断層も発生前の確率は非常に低いと評価されていました。0.1%未満はゼロではなく、明日発生するかもしれない現実が変わっておりません。

そこでお伺いします。今回の上町断層帯の評価修正を受け、本市の防災施策や地域防災計画等に何らかの大きな変化は生じるのでしょうか。私は一切の手を緩めるべきではないと考えますが、御見解と今後の防災に対する基本姿勢をお聞かせください。こうした情報が広がると、市民の皆様の中に、これなら大丈夫急いで備えなくてもいいといった正常性バイアスの油断が広がることが危惧されます。市として、確率は下がっても被害規模は変わらない、明日起きる可能性はゼロではないといった正しいメッセージを、あらゆる機会ですばるに発信し、啓発し続けるべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

また、水害対策について伺います。

先月8月に発生した千葉県での記録的な豪雨災害では、広範囲にわたる水没が発生し、一時は水没し動かなくなったため放置せざるを得なくなった車両が2,000台を超えるなど、想像を絶する大きな被害をもたらしました。この災害において、私たちが教訓とすべき重大な事実、現地の自治体がハザードマップで浸水想定地域を示したにもかかわらず、想定を遥かに超える豪雨により、マップ上では色の塗られていない白いエリア、つまり浸水の危険性は遥かに低いとされた地域にまで甚大な浸水被害が生じたということです。もはや想定外だったでは済まされません。ハザードマップの白いエリアだからといって絶対の安全が保障されているわけではないという現実が突きつけられました。

この事態を重く受け止めれば、本市においても現在のハザードマップの浸水想定や地域防災計画等における被害規模の想定について、改めて見直しを行う必要があると強く考えますが、市の見解をお聞か

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

せください。ハザードマップの線引きが逆に危険な安心感を与えてしまうリスクもあります。マップの限界も包み隠さず市民に伝え、色が塗られていない地域の住民にも危険を感じたら、ためらわず避難する意識づけの徹底も必要と考えます。御見解をお聞かせください。

次はその対策の要となるインフラ整備の視点から伺います。

想定を超える豪雨災害から命と財産を守るため、真っ先に重要となるのが雨水の排水能力の向上ですが、本市において立ち足かかる大きなハードルが、下水道管路等のインフラの老朽化です。

先日、私はインフラ老朽化の課題について学ぶ機会を得ました。そこで痛感したのは、古くなった管路の点や線の更新だけでは膨大なコストと時間がかかり、激甚化する気象災害のスピードに到底追いつかないという現実です。その研修では、先進的な解決策として、複数の公共施設とインフラを一体的に整備する複合化や集約化によるインフラ再編の事例を学びました。老朽化した複数のポンプ場を集約したり、公園や学校の建て替えと併せて地下に大規模な雨水貯留施設を複合化させるといったアプローチです。

そこでお伺いします。本市の下水道事業においても、単なる老朽化に伴う管路の単純更新にとどまらず、関係部局が連携し、施設の複合化や集約化といった再編を含めたまちづくりを中心としたインフラ更新計画へと視点を引き上げ、戦略的に実施していくべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

橋梁の老朽化対策について伺います。

災害時の避難や救援の生命線となる橋梁の対策も重要です。先日のインフラ老朽化の課題検証で、今後は全ての橋を維持するのではなく、トリアージ、つまり選択と集中による対策が必要だと学びました。たとえ小さな橋でも通行不能になれば、地域が孤立し大きな影響が出ます。単に古い順に直すのではなく、防災上の重要度等を評価し、優先して残す橋を見極める、場合によっては撤去・集約するトリアージによる橋梁管理を実施すべきと考えますが、市の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まずは学校教育部より御答弁申し上げます。

本市の学校施設において火災発生時に児童、生徒の避難経路が限定される教室の有無や配置状況については把握しておりますが、これらの情報は不審者侵入時の児童、生徒の安全確保にも関わる情報であるため、学校防犯上の観点から、公表はしておりません。

次に、児童、生徒の安全確保は最優先事項であり、御指摘のように、万が一煙や炎によって二方向の避難経路が遮断されるといった事態が生じる危険性については、重大なリスクであると認識しております。

一方で、避難バルコニーの設置等のハード面の対策につきましては、施設構造上の制約や法的な制限といった課題があるのが現状です。そのため、まずは実践的な避難訓練の実施など、ソフト面の対策を徹底し、その上で防災に関する専門的な知見や他の自治体の先行事例を収集しながら、効果的な対策について検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、安全教育等について御答弁申し上げます。

初めに、避難訓練につきましては、各校において、火災や地震などに備え、想定を変えながら定期的に避難訓練を実施しています。その際には、災害時の様々な状況を想定した実践的な避難訓練を工夫して実施することで、児童、生徒に自ら安全に避難する行動力を身につけさせることが重要であると認識しております。

次に、配慮を要する児童、生徒の非常時の対応につきましては、生命・身体の安全確保を最優先とし、各校で定期的に実施する避難訓練等を通じて、教員が状況を確認しております。

また、教職員間で避難時の個別対応に関する情報共有も徹底し、各校で適切に安全配慮を行っております。

今後におきましても、安全管理、支援体制の充実

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

に努めてまいります。

次に、生命（いのち）の安全教育の活用につきまして、大阪府内各市町村の生命（いのち）の安全教育の実施状況を把握するには至っておりませんが、本市と同様に、近隣市でも発達段階に応じた取組が進められていることは把握しております。

本市では、全校におきまして、生命（いのち）の安全教育を計画的に実施しており、具体的には、教科書や文部科学省作成の教材等を活用した各教科特別活動における指導に加え、助産師による講演や男女共同参画センターによるデートＤＶ講習など、各校の実情に応じた体験的なプログラムも工夫して実施しています。

生命（いのち）の安全教育は、児童、生徒が性暴力の被害者にも、加害者にも、傍観者にもならないよう、命の貴さを学び、自他の尊厳を大切にする態度を育む上で極めて重要であると認識しており、今後も、教職員研修の充実や家庭との連携を深めながら、全ての学校において、質の高い生命（いのち）の安全教育が推進できるよう取り組んでまいります。

最後に、道徳教育・いのちの教育の充実につきまして、各校の道徳教育は学習指導要領に基づく年間指導計画に沿って、特別の教科、道徳を要としながら教育活動全体を通して実施しております。

今日、いじめや自殺、人間関係の希薄化が課題となっている中、命の貴さや他者への感謝の心を育む教育は、極めて重要なものと捉えております。

こうした認識の下、最後だとわかっていたなら教育プログラムも、命の重みを考える有効な教材の一つとして、道徳教育の推進担当が中心となり、教職員での共有を図っているところです。

以上でございます。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 続きまして、今後の防災の取組につきまして、危機管理担当より御答弁申し上げます。

上町断層帯を震源とする地震は、本市において最大規模の被害が生じると想定される災害であり、今回、地震発生確率が修正されましたが、地震の規模については従来の評価と同等以上となっております。

そのため、引き続き、地域防災計画等に基づく本市の防災体制や施策の充実に努める必要があると考えております。

また、地震発生確率は長期的な災害リスクを示す一つの指標ではありますが、過去の地震災害が必ずしも発生確率が高い地域のみで発生しているものではなく、これまでと同様に、いつ、どこで、災害が起こってもおかしくない状況には変わりはないものと考えております。

今後におきましても、地震発生確率にかかわらず、地震が発生した場合にどのようなリスクが生じるか、どのような対策を行うべきかについて、防災講座やイベント等を通じて啓発してまいります。

次に、水害対策につきまして、本市では本年３月に発行した防災ブックの中に、洪水ハザードマップと内水ハザードマップをお示ししており、そこに記載しています浸水想定区域等につきましては、法令や大阪府等の河川等管理者による変更が生じたときに更新するものとしており、直ちに見直しを行うことは検討しておりません。

しかしながら、浸水想定区域外とされている部分であっても浸水リスクが存在することについては記載はあるのですが、さらに分かりやすく、継続した啓発が重要だと考えておりますことから、防災ブックの改定に当たりましては、表現の工夫等を検討してまいります。

最後に、危険を感じたら、ためらわず避難することへの意識づけについてでございますが、気象情報や市が発令する避難情報等は市民が避難の判断を行うための重要な情報ですが、個別の状況や周辺の地形等までを考慮することは難しいため、市民一人一人が各自の状況を踏まえた風水害の行動や避難の判断をしていただくことが重要であると考えております。

そのため、様々な機会を捉えて、風水害時の防災行動計画であるマイタイムラインの作成に関する周知を図っており、引き続き災害等の行動への意識づけに取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 続きまして、下水道事業のまちづくりを中心としたインフラ更新計画について、下水道部より御答弁申し上げます。

本市は市域全域が市街化され、人口密度も高い状況であることから、埋設された下水道管を廃止し、集約することは難しい状況です。また、汚水幹線や汚水ポンプにつきましても、地形的に浸水を防ぐ観点から集約化が難しい施設となります。

老朽化する下水道施設への対応としましては、予防保全の考え方を取り入れた、効率的に維持管理や改築を行うためのストックマネジメント実施方針を策定し、老朽化した下水道施設の改築を効率的に進めております。今すぐにといいことではございませんが、今後の中・長期的な人口減少や汚水・有収水量の減少に伴い、施設のダウンサイジングや最適配置の検討が必要となる段階においては、関連部局と情報共有を行い、各公共施設の建設や改築のタイミングや地理的なニーズなどについて、検討を行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 続きまして、橋梁の老朽化対策について、土木部から御答弁申し上げます。

橋梁の老朽化対策については、5年に一度の法定点検を行い、その点検結果に基づき健全性を評価し、第三者被害が想定されるものから優先順位を決定し、補修工事を実施しており、耐震化においては地域緊急交通路を優先して実施してまいります。

現在は、利用状況の変化により、必要性が低下した橋梁を撤去・集約の対象としておりますが、災害時の復旧においては、地域緊急交通路や避難路への経路などを優先し、迂回路や代替ルートがあるものについては、優先順位を下げるなどの発生状況に応じた取組を実施いたします。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川 剛議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 以下は、意見要望とさせていただきます。

東京都の小学校も、当然、万全の訓練や対策を講

じていたはずですが。それでもなお、児童がひさしへの避難を余儀なくされるという現実が発生しました。本市におかれましても、これを対岸の火事とされていないことは承知しております。しかし、想定外の事態が起きたその瞬間に、児童、生徒の命が危険にさらされるようなことがあっては絶対になりません。他山の石として教訓を最大限に引き出し、避難体制の安全性を、また、配慮を要する児童、生徒の安全性も含めて、極限まで突き詰めていただくよう強く要望いたします。

あわせて、防災関連につきましても、市民への意識啓発の観点からお伺いしました。地震の発生確率が変わろうとも、私たちが直面する地震のエネルギーや被害想定は何ら変わるものではありません。風水害においても行政からの情報提供を待つだけでなく、自らの命は自ら守るという意識で、市民が自ら考え、早期に避難行動を起こせるよう、より一層踏み込んだ啓発を実施していただくことをお願い申し上げます。以上で質問を終わります。

○橋本 潤議長 7番 今西洋治議員。

(7番今西議員登壇)

○7番 今西洋治議員 すいた党の今西洋治です。発言通告のとおり、氷河期世代の諸問題について、一問一答式で個人質問させていただきます。

2035年に、日本は大きな転換点を迎えます。それは、就職氷河期世代が就職に苦しんだ時代から、老後を考える時代になることです。就職氷河期世代とは、おおむね1993年から2004年に学校を卒業した人たちです。政府資料では、この世代の人口規模は2018年時点で約1,700万人とされています。2035年になると、氷河期世代の中心は50代後半から60代前半へ入っていきます。会社員なら役職定年、再雇用、早期退職をはじめ、定年後の働き方を本気で考える年代です。

これまでの就職氷河期世代の問題といえば、正社員になれなかった、給料が上がらなかったなど、雇用の問題が取り沙汰されてきました。しかし、2035年からは、あと何年働けるか、家賃は払っていいのか、老後の資金は大丈夫なのか、年金は幾らもらえるのかなどの生活そのものの問題に変わります。

もちろん、就職氷河期世代全員が困窮するわけではありません。正社員として働き、住宅もあり、資産を十分に形成している人も大勢おられます。

一方で、長期間、非正規雇用だった人、転職を繰り返した人、長期間、職に就けなかった人もいます。この世代は、高齢者生活保護や年金受給資格を考える上でも、将来的な生活困窮や無年金・低年金化のリスクが社会問題として議論されている中心的な年齢層です。

そこで質問です。本市における1993年から2004年に高校の新卒から大学の新卒の人、具体的には現在40歳から55歳の吹田市民は何人いるのでしょうか。

○橋本 潤議長 市民部長。

○岡松道哉市民部長 本年7月31日現在、吹田市に住民登録されている40歳から55歳までの方のうち、日本国籍の方は約8万8,300人でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 7番 今西洋治議員。

（7番今西議員登壇）

○7番 今西洋治議員 吹田市民の氷河期世代は本市の人口を約40万人とすると、約22%になります。吹田市民の5分の1以上です。本市の市政や施策、経済や暮らしに大きな影響を及ぼす年代層だと言えます。

氷河期世代の中には、長期間非正規雇用だったり長期間職に就けなかったりなど、経済的に恵まれなかった人には、厚生年金あるいは国民年金の加入期間が満足でない人も大勢おられます。

そこで質問です。本市における国民年金の対象者の中で40歳から55歳の方のうち、年金受給資格を満たしていない人の人数を予測で結構ですので、教えてください。

○橋本 潤議長 市民部長。

○岡松道哉市民部長 日本年金機構吹田年金事務所からの直近5年度間の統計情報によると、65歳以上の吹田市民の方のうち、約5.6%の方が年金未受給と推測されます。これに基づくと、本年7月末現在の40歳から55歳までの方では、約4,900人となります。以上でございます。

○橋本 潤議長 7番 今西洋治議員。

（7番今西議員登壇）

○7番 今西洋治議員 御答弁にありました4,900人の方が65歳に到達する、もしくはその前に生活が困窮する可能性が高いと推察されます。本市における高齢者の生活保護の受給世帯数と平均受給金額とその合計金額をお教えてください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 昨年度の生活保護の高齢世帯数は3月末時点で2,368世帯、割合は53.2%でございます。扶助額は世帯類型ごとには集計しておりませんが、全体で申し上げますと、106億5,124万5,893円でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 7番 今西洋治議員。

（7番今西議員登壇）

○7番 今西洋治議員 御答弁にありました106億円に高齢者の割合を乗じたものに、生活保護の高齢世帯数2,368世帯で割ると、1か月当たりの扶助額は約20万円になります。本市における高齢者の生活保護費の上限は、家賃扶助込みで単身者は約11万円、夫婦2人暮らしで約16万円です。この金額に高齢者が特に多く扶助されている医療扶助や介護扶助も扶助されるので、理事者の答弁とすり合わせると、生活保護を受給している高齢者の中には年金が全くない、もしくは年金だけで生活最低基準に満たないという人が、かなり多く含まれていることが分かります。

このような現状を踏まえると、今から10年後あるいは20年後には、氷河期世代の約4,900人の人のうちの一部の方が、生活保護を頼りにする未来が推察されます。

年金の財源は国庫からですが、生活保護の財源の4分の1は自治体からの支出になります。将来増えるであろう社会保障費に対する本市の備えとして、生活保護費や受給者の増大をなるべく減らす施策が急務だと思います。特効薬として、厚生年金や国民年金の加入年数が10年に満たない人にも就労してもらい、収入を得ながら厚生年金に加入してもらいながら、将来に備えてもらうことが挙げられます。

本市にとって、就労者の年金受給額が増えること

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

で生活保護費の軽減が見込め、また、就労者が65歳を超えても就労を継続することができれば、生活保護の受給者の増加を緩やかにできるというメリットがあります。

氷河期世代への本市の就労支援として、JOBナビすいたがあります。公式サイト の8月分の求人一覧を見ますと、12社18名の募集が掲載されていました。35歳や44歳などの年齢制限のある募集もありましたが、募集の全ては経験や資格が不問であり、比較的就労しやすい条件であるとの印象を受けました。求人一覧には配慮求人という欄があり、子育て両立支援と記載した募集もありました。

そこで、配慮求人の欄にミドル世代・中高年層向け支援と記載してもらえるよう働きかけをしてはいるかかと思えます。正規雇用の機会を逃し、十分なキャリア形成がされなかった就職氷河期世代の方を正規雇用として雇い入れる企業に対し、国から助成金が支給される制度もあります。特定求職者雇用開発助成金について、求人に出された企業に案内したら、なお、就職氷河期世代の就労を啓発できるものと思われそうですが、都市魅力部 の見解をお願いします。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 配慮求人欄につきましては、応募者が安心して働けるよう、求人企業が勤務条件や職場環境での配慮事項を記載するものであり、特定の年齢層に関する記載はなじまないものと考えております。

求人企業に対しましては、これまでも国の助成制度を積極的に御案内しており、今後も世代にかかわらず、求職者の一人一人の状況に応じた支援を継続してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 7番 今西洋治議員。

（7番今西議員登壇）

○7番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。既に、国の助成制度を積極的に案内しているとの御回答です。ミドル層の雇用促進に役立っていることと期待します。せっかくの制度ですので、募集者だけでなく、応募者にも伝わるような求人方法を研究してください。雇用は何も企業だけが募集するわけ

ではありません。本市でも募集しています。

そこで提案ですが、正規職員や会計年度任用職員の募集でも、ミドル世代・中高年層の採用枠を設けてはいかかと思いますが、総務部 の見解をお願いします。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 本市の正規職員の採用につきましては、氷河期世代に特化した採用試験の実施は考えておりませんが、一部の採用区分では、氷河期世代も受験可能となっております。

また、会計年度任用職員の採用におきましては、年齢制限を設けず、幅広い世代に対する募集を行っております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 7番 今西洋治議員。

（7番今西議員登壇）

○7番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。

会計年度任用職員の積極的採用増は人件費などを始め、行政コストの増加が見込めますが、将来、本市の人口増加がピークアウトし税収が縮小することも考えられる中、それまでに支払うコストと将来増幅すると見込まれる社会保障費の軽減金額を見比べると、今のところは見劣りするかもしれません。しかしながら、今考え、今行動しなければ、失われた30年の被害者でもある氷河期世代の人たちは、さらに失われた40年、50年と人生の半分以上が報われない人たちとなってしまいます。自治体のミドル層の積極的雇用は国の方針でもあります。誉れある吹田市民に、そのようなつらい生活をこれ以上送らせないためにも、前向きに検討をお願いします。

さて、2035年に、本人が60歳前後になれば、親は80代、90代になっている家庭も珍しくありません。通院、介護施設、認知症、実家の管理、相続、一方で、本人自身の定年が近づいています。

政府の2026年資料では、氷河期世代について10年前の同世代に比べて家族の介護を行う有業者が25万人増えているとされています。つまり、親を支える時期と自分の老後を準備する時期が重なることを意味します。50代で介護離職や収入減少が起これば、老後の資金をつくる貴重な10年までも失う可能性が

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

あります。2035年になると、60歳まで働く、から70歳までどう働くか、に移行する時期と考えられます。そこで、本市の経済支援や就労支援の方針と対応についてお示しください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 高齢者の困窮については、氷河期世代以外にも生じ得る構造的な課題と捉えております。本市では、生活福祉やくらしサポートセンターすいたを中心に、生活、住居、家計、就労など総合的な支援を行っており、今後も氷河期世代に限らずに、こうした支援を適切に継続し、相談支援ニーズの量的な増加にも備えながら、相談支援体制の維持向上に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 7番 今西洋治議員。

（7番今西議員登壇）

○7番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。国からの支援も大きく変わってきています。今後も動向を注視しつつ、適切な対応をよろしくお願いします。

さて、2035年になれば、一人で老いることも珍しくなくなります。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2035年には単独世帯が約2,450万世帯となり、全世帯の約43%を占める見通しです。氷河期世代だけの問題ではありませんが、未婚、離婚、死別、子供との別居などによって、何かがあれば家族は助けてくれるという前提は弱くなります。老後資金の問題だけではなく、病気になったとき、誰がいるのか、入院するとき、誰が保証人になるのか、認知症になったら誰が手続するのか。2035年以降の老後問題はお金だけではなく、一人でも生活できる社会をどうつくるかの問題となっていくと推察されます。

就職氷河期世代全員が一斉に生活困窮者になるわけではありません。多くの人は普通に働き、普通に老後を迎えるでしょう。問題なのは、巨大な世代の中に存在する弱い部分が一斉に高齢化していくことです。低い収入、貯蓄、長い非正規期間、親の介護、単身生活、健康問題が60代になることで生活の中に重なり始めます。生活保護、医療介護、住宅、就労

支援、孤独・孤立対策など、全てが社会問題になります。

一つ、残念な話を聞きました。先日、ある年配の方が、吹田市内のスーパーで買物した時の話です。レジで精算を終わらせ、つえ代わりにしていた手押しのカートに品物をしまった後に買い忘れに気がつきました。その方は、お店の隅に手押しのカート置いて、売場に戻った隙に、手押しのカートを持っていきました。見れば、自分と同じくらいの高齢者だったとのこと。吹田でこんなことが起こるなんて考えもしなかったと嘆いておられました。

貧すれば鈍すの言葉どおり、貧しさは治安にも影響していることが分かりました。本当に重要なのは、65歳になってから助けるのではなく、50代の今から仕事、住まい、資産、健康、人とのつながりをつくり直せるかどうか、心豊かに暮らせるかどうかです。関係部署の見解をお願いします。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 豊かな生活を実感できる社会を築くために、生活基盤の安定、地域とのつながり、健康づくり、社会参加や生きがいづくりなど、世代にとらわれず、様々な面から支援に取り組むことが重要でございます。その中では、高齢期に至る前段階からの将来に向けた予防的な観点を持つことも必要であると考えております。

今後も、関係部局と連携して、氷河期世代を含む支援を必要とする方々に、適切に情報を届けられるよう周知啓発の充実さらに努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 7番 今西洋治議員。

（7番今西議員登壇）

○7番 今西洋治議員 吹田市民の全ての皆様が吹田市民でよかったとずっと思っていたくためにも、暮らしの安心感、セーフティーネットの充実、そして、治安のよさを維持するためにも、理事者の皆様の御尽力をお願いいたしまして、個人質問を終わります。

○橋本 潤議長 8番 後藤恭平議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 すいた党の後藤でございます。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

まずは、公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団についてお聞きいたします。

今議会には、前議会に上程された当該法人の報告書の決算書に誤りがあり、報告書が再度上程されております。貸借対照表のみの訂正なので、決算整理仕訳の後の転記ミスなのかと思うのですが、それで間違いないでしょうか。また、監事や監査人にはこのミスについて何も言われていないのでしょうか。

あと、決算書を見ていて気になったのですが、当該法人は課税事業者なのか、免税事業者なのか、インボイス登録をされていないのか、どういった状態なのでしょう。他の外郭団体と消費税に関しての記載が違うと思うのですが、お答えいただきたいと思います。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 再度の御報告となりましたこと、申し訳ございません。

ミスの原因といたしましては、本年5月に当該事業団から市に、決算関連資料をメール送信する際、担当者の過誤により最新のものではないファイルを添付してしまったというものでございます。

監事及び監査人による監査において、誤記を見落としたといったような経緯はございません。

また、消費税の課税に係る取扱いでございますが、基準期間における課税売上高が1,000万円を下回る小規模事業者でございまして、適格請求書発行事業者としての登録を行っていないことから、免税事業者として取り扱われているとのことでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 課税売上がゼロ円というわけではなさそうなので、民間と同じように消費税の預り金もなかったことにするのは、外郭団体としてはどうなのかという気持ちはありますけど、当該法人の在り方を検討いただくということです。また経過を待ちたいと思います。

次に、広域行政についてお聞きしたいと思います。

大阪府はニア・イズ・ベターといって、住民に近い行政のほうが住民にとってメリットがあるという

ことと、広域でしたほうが効率的な事務は広域でということで、都構想などを進めております。確かに特定の分野では広域化したほうが、効率面では優れているものもあると思いますが、広域化したほうがいいと思う分野と、ニア・イズ・ベターと思う分野は、吹田市と大阪府の視点でもずれがあるものと一致するものがあって当然であり、これは大阪府下各市それぞれにも違いがあるはず。この認識のずれが生じたままでも、大阪府は財源と権限を盾に強引に自分の思うがままに進めてしまうことができるのも、これもまた現実であります。幾ら選挙区が分かれていても、利害が一致していなくても、財源を元に誘導されれば、従わざるを得ない状況にも陥ります。これは国との関係でも同じです。ただ、ここは我々すいた党としては吹田市民を最優先に考える判断をしていきたいと思います。

まずは大阪府民税についてお聞きいたします。過去に先輩議員が質問されていたことがあるのですが、吹田市民の納める府民税についてお聞きしたいと思います。

決算額でお答えいただいたほうが分かりやすいと思います。吹田市民だと、住民税10%のうち均等割を省いた所得割だと、およそ6%が市民税、府民税がおよそ4%になるかと思います。政令指定都市である大阪市民は大阪市に8%で、府民税が2%だったかと思います。なので、大阪市と堺市を省いてもらって、吹田市民の納めた府民税額と1人当たりの府民税額、それが大阪府下で何番目の納税額なのか、過去は政令指定都市を含めて4番目とお聞きしたかと思いますが、現在の順位と上位5位の自治体名をお答えください。

それと併せて、大阪府から各市への府支出金の本市の順位もお答えください。ほかに吹田市民の府民税に対する受益と負担の関係性が分かる数字があればお示しください。

○橋本 潤議長 税務部長。

○中村大介税務部長 まずは税務部から御答弁申し上げます。吹田市民が納めた個人府民税については、令和6年度（2024年度）決算で約200億9,000万円、市民1人当たりでは約5万2,000円となっております。

す。

次に、個人府民税納税額に係る府内市町村の上位5位につきましては、順に豊中市、吹田市、東大阪市、枚方市、高槻市となっており、本市は第2位となっています。

以上でございます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 続きまして、行政経営部からも御答弁申し上げます。

府支出金につきましては令和6年度（2024年度）決算で、政令指定都市を除く41市町村中第5位となっております。

なお、吹田市民の府民税に対する受益と負担の関係を表す数値につきまして、把握しているものはございません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 吹田市は総額で大阪府下2位と、1人当たりは1位なんですね。1人当たりの上位5位は全て北摂となります。なのに、吹田市に対する府支出金は総額で5位とのことです。1人当たりだと5位より下がってくるのではと推察しております。

この結果は、吹田市民にとって府民税では既に大きな不均衡が生じているということです。一定の範囲での不均衡は制度上、許容せざるを得ないと思うんですが、大幅にずれがある場合は、少しは是正できるように大阪府に要望して配慮してもらいたいと思いますし、府議会でも、ぜひこういった議論を大阪市の都構想ばかりではなくて、こういった議論もしてほしいなというふうに思います。

次に、教員人事権の移譲についてお聞きいたします。教員人事権は私にとってはニア・イズ・ベターだと思っていますので、吹田市単独でも豊能地区でも三島地区でも、いずれか早い方法で実現に向かってほしいと思っています。

人事権に関しては、どうやら大阪府にとってはニア・イズ・ベターではないというか、ダブルスタンダードな気がしてなりません。これまでは大阪府か

ら豊能地区とか三島地区でないと、広域人事異動ができないから駄目だと言われていると答弁されていましたが、大阪都構想では、将来的に大阪市を分割する特別区それぞれに教員人事権を持たせる予定になっているとお聞きしております。これで、広域である必要はないというのは大阪府自ら認められたのかと思います。

あとは規模感だと思うのですが、吹田市単独の学校数は53校、人口約39万人、教員数は2,000人程度かと思います。豊能地区とか特別区と比べて、それほど小さいとは思わないのですが、大阪府は一体どこに基準を持っているのでしょうか。大阪府が言っている広域人事異動の在り方と都構想による各特別区の在り方は矛盾しないのでしょうか。せめて教員の懲戒権だけでも先にもらうとか、大阪府とのやり取りが見えてこないのですが、現状を教えてください。

教育長には、教員人事権の移譲に対する現在の進め方が正しいとお考えか、どうすれば実現に近づくとお考えかお答えください。

また、いつまでにどういう形で実現されたいかの心意気も語ってください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

府費負担教職員の人事権移譲に向けた現在の状況につきましては、本市が大阪府に正式に協議を申し出た際には、適切に協議に応じ、スムーズに移譲手続を進められるよう、要望を重ねるとともに、想定される準備期間や懸念事項等についても、大阪府と継続的な意見交換を進めているところでございます。

あわせて、本市が取り組む教員の働き方改革の進捗状況を丁寧に説明するなど、大阪府と認識を共有することで、先月行われました大阪府当初予算等に対する意見交換会の場におきましても、本市の要望に対し適切に対応いただける旨の回答を得ております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 人事権移譲を実現し、その効果を

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

十分に発揮させるためには、まず、本市が選ばれる市となり、資質・能力のある教員を確保することが重要であると考えております。そのため、教員の働き方改革を着実に進め、授業準備や児童、生徒に寄り添う時間の確保など、教員が教職に専念できる環境整備に取り組んでいるところでございます。

教員の働き方改革に資する取組を着実に積み重ね、吹田市で働きたいと思う人材が十分に確保できる状況の中で、人事権移譲が実現できるよう、引き続き注力してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 大阪府のほうも大分前向きに議論の回数も増やして進めていってくれているということでしたので、ぜひ大阪府には吹田市のニア・イズ・ベターにも公金を使っていただきたいというふうに思います。

次に、大阪府の考えに府域一水道という考えがあります。本市は近隣市との施設の共同化などの広域連携を進めており、広域連携という意味では本市は近隣自治体との連携で十分にメリットを生かしているかと思えます。

しかし、最終的に大阪府の目指す事業統合や経営の一体化となると、料金体系も府内同一になり、市民にとってメリットがあるかどうかはまだ見えていませんし、恐らく市民負担もそれなりになってくるのではないかと考えます。現状では反発もできる仕組みですし、すぐにはならないと思いますが、都構想の結果いかにではそこが節目となるかもしれません。

そういった側面もありながら、本市市長は国交省の所管となった水道と下水道の一体的な経営管理に、今後はなってくるのではないかとといった発言もされています。この発言は、これが市長にとって理想だと受け止めたのですが、市長は、将来的に上・下水道の一体化を府域単位でされることを想定されているのか、それとも水道は府域、下水道は市単位なのか、上・下水道とも市単位なのか、あるいはまた別の形態なのか、こういった形態を目指されているの

でしょうか。市長にお聞きいたします。

水道部と下水道部としては、こういった方向性を考えているのか、近隣自治体の対応なども含めてお答えください。

○橋本 潤議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 まず水道部より御答弁申し上げます。

本市におきましては、健全な水道を将来につないでいくため、片山浄水所を中心とした水道施設の再構築など、必要な投資を計画的に進めているところでございます。

一方、大阪府では、大阪広域水道企業団を核とした事業統合が進んでおりますが、企業団と事業統合をする場合、これらの水道施設を全て無償で承継することになるほか、政令市や中核市など人口規模が大きく、経営基盤の強い団体の統合が進んでいないことなど、府域一水道の実現に向けた課題は多いものと認識しております。

また、令和6年（2024年）には、水道行政が国土交通省に移管され、上・下一体での事業が推進される中、同企業団の首長会議において、上・下水道企業団を改めて設立する議論の必要性を問題提起したところでございます。

本市といたしましては、主に北摂地域における近隣市との施設の共同使用や防災訓練の実施など、連携を図っております。

近隣自治体の対応につきましては、令和9年度（2027年度）に、北摂7市のうち1市が企業団に統合する予定となっておりますが、現時点では、その他の統合予定はないものと伺っております。

また、水道と下水道の組織が別となっているのは、7市のうち本市を含む3市でございます。

なお、下水道部との一体化につきましては、施設の耐震化や料金徴収など様々な面において、既に連携を図っているところでございます。水道部では、これまで同様に、市民に身近な地域の水道として、責任ある水道事業経営に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 次に、下水道部からも御答弁

申し上げます。

国土交通省では令和6年（2024年）11月より、上・下水道政策の基本的な在り方を検討しており、今後の人口減少に伴う収入や職員数の減少などへの対応として、複数自治体による事業運営の一体化や集約型・分散型の施設の最適化などについて、第2次取りまとめがなされております。

複数自治体と共同した事業運営の一体化につきましては、本市は中核市として、行政人口や職員数も相応の規模であり、他の自治体と事業運営の一体化については、国の政策目的からも逼迫した必要性はないものと考えております。

また、近隣の自治体とは、下水道事業における事業運営の一体化についての協議等はこれまで行ったことはございません。

水道と下水道との一体的な経営管理につきましては、下水道の大きな目的として、公衆衛生の向上や水環境保全のほかに浸水対策があります。最近では、線状降水帯などによる激しい降雨による浸水被害が頻発していますが、下水道事業には、浸水被害から市民の安心、安全を守るといった目的があります。水道事業とは事業の目的が大きく異なる点であり、一体化の必要性はないものと考えております。

以上より、下水道部では現状の体制を継続するものと考えており、これまでどおり責任のある下水道事業を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま水道部、下水道部から明確にお答えをさせていただきました。行政として、両事業を統括しております行政として、総合的な観点から御答弁申し上げます。

インフラ経営を広域連携する目的は、そのスケールメリットを得ることであり、広域自治体の戦略として、これは選択肢の一つとして否定するものではありません。事実、これも取り組んでいる広域自治体があります。

ただ、これまで老朽化や耐震対策、浄水所の大規模更新など、他市に先駆けて独自に積極的に進めて

きた本市のような水道に関しては、言わば水道先進自治体としてスケールメリットをもたらすために水道料金が高くなっても、他の苦しい水道事業体の経営を支えなければならないという理屈、そして、その政策が市民にいかなるメリットをもたらすのか、これらを明確に説明することができません。

現時点で、府域一水道として統合することで最大のスケールメリットをもたらすために、中心となる大阪市と堺市の両政令市が、企業団にまだ加入していないという状況が、それを顕著に表していると受け取っております。

このように、多様な経営状況にある府内全域の事業体の統合には高いハードルが存在します。また、上・下水道一体化に関しては、ただいま両責任者から答弁がありましたように、これは国策として国交省が推進することになりました。その是非について、私はこれまで公的な場で、特に問題点について発言をし、課題を明らかにする務めを果たしてまいりました。上水道と下水道は水道という同じ単語で一見、共通性の高い事業に聞こえますが、両者の事業はその目的が根本的に異なり、合理化による効果も、特に都市部においては限定的です。広域化と上・下水道一体化によるビジネススケールの拡大により、巨大な水ビジネス企業、これは国内に限りません。企業による我が国でのビジネス展開が加速されることを想定しております。

そういう状況の中にあっても、本市はあらゆる可能性を排除することなく、将来に向けて市民が安全で安心していただける安定した水道事業を担う責任を果たしてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 各市ばらばらのいろんな選択はあるんですけども、吹田は吹田で、今の選択が正しいと私も思っていますし、これからもそうであってほしいなと思うんですけど、取り巻く環境がどんどん変わってきますので、ぜひ、そういうところは見失わずに運営していただけたらと思います。

また、下水道部が言われました浸水被害に対して

の対応なんですけれども、これ、河川管理は大阪府になっていると思うので、河川であふれる浸水被害は大阪府が浸水対策をするのか、本市が河川に流れるまでに浸水対策をするのか。こういったところも話が整わないから進まないではなくて、できるだけ早め早めの協議をお願いしたいなというふうに思います。

次に、大阪府が掲げられている広域化は、先ほども言いましたが、都構想による大阪市の事務を一部大阪府が担うということだけではなく、大阪府下全域での広域化という言葉も含まれているかと思います。その範囲や推進の仕方は様々あるかと思いますが、本市は常に財政力の乏しい他地域への穴埋めに使われないかを警戒しなくてははいけません。もし、大阪府が強引に広域化するものを増やしてきたり、財源を求められたり、吹田市民にとってあまりに不利益ならば、吹田市は近隣市と合併して政令指定都市になるという切り札を持っていくのも考え方としてはあり得るかと思います。

特定の政党から公認をもらっていない市長は、ある意味、すいた党に近い存在なのかと思いますが、特定の政党の公認をもらって首長選挙に出ると、そうはいかないと私は思っています。公認があるかないか、その違いについて、市長の考えるところをお聞かせください。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 これまで特定の政治団体に所属し、その団体に公認された自治体の首長が、一般的に見られませんでした。それはポリシーや宗教、特に個人ですね、個人のポリシーや宗教、そして、政党などに強くつながることなく、全ての市民の代表として、市政を民主的に進める矜持を持たなければならない、それが社会の認識だったからでしょう。

公認による首長は、市民の意向や首長自身の哲学より、公認団体の政治的意向が優先されてしまうことは、それはやむを得ないことでしょう。立場上、しようがないと思います。そこには、当然、公認の市長さん、それから推薦、それから全く無推薦、様々なパターンがありますけれども、当然、自治体

運営に大きな違いが見られております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 私は別に、公認をね、否定しているわけじゃないですけれども、ぜひね、どの選挙であっても、どの候補者に当たっても、吹田市民にとってという部分は、ぜひどの方も見失わずに活動してほしいなというふうに思っております。

次に、水道料金の値上げについてお聞きしたいと思います。

2月の議会でもお聞きしましたが、水道部は令和9年度から水道料金の値上げをすると何度も言われております。選挙があるから値上げ時期をずらすみたいなことをすると、水道事業の独立性を著しく阻害することになると思いますので、上げ幅の議論はあり得ても、値上げ時期は安易に変更するわけにはいきません。令和10年度には運転資金残高が足りなくなる可能性があると言われておりますので、令和7年度決算が少しよかったからなどといった理由のみで、時期をずらすのはそれも違うと思います。いかがでしょうか。

水道料金の上げ幅の計算は、令和7年度決算を基準に推計していくことになろうかと思います。以前の値上げでは、市や議会などの議会側の意向が大きく関与したと認識しているのですが、議会のスタンスは置いておいて、市としてのスタンスは、独立採算だから水道部が値上げ幅を決めるが、完全な事業の独立性までは有していないから、政策的には市の言うことを聞いてもらう、何なら値上げ時期までも指示してずらせるという認識なのでしょうか。水道料金の値上げを水道部がするに当たって、どこを線引きにしているのでしょうか。

また、以前水道部の職員と話をしていたのですが、水道や下水道の料金設定は定数や変数、上限や下限をもって、数年ごとに自動的に決まる仕組みを条例化できないかと聞いたのですが、今のところは難しそうだということです。でも、毎度毎度議論になって値上げ幅や時期をずらされたりするのなら、自動化が一番効率的だと思います。AIの時代になって

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

きましたので計算は可能でしょうし、一定、上限や下限を超えるなら議決があるなどの立てつけでつくれそうな気はいたします。今後、検討課題にできないでしょうか。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは、行政経営部より御答弁申し上げます。

水道料金につきましては、独立採算制や経営の健全性の観点から、水道部において適切な原価計算の下に設定を行うものと考えております。

料金改定に伴う政策会議の開催に当たり、事務局として行政経営部が関わることはございますが、改定期や金額の設定など、その中身については水道部で判断するものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 続きまして、水道部からも御答弁申し上げます。

水道料金の改定期間につきましては、現在、令和7年度（2025年度）の決算を踏まえ、今後の財政推計を精査しておりますが、令和9年度（2027年度）には改定が必要になるものと考えております。

次に、御指摘の水道料金を自動的に改定する仕組みづくりにつきましては、水道法第14条第2項第2号において、料金が定率または定額をもって明確に定められていることと規定されており、料金は具体的数字をもって明確に定められなければならないものと解されることから、現行制度の下では難しいものと認識しておりますが、法解釈や他市の動向などについて研究してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 やはり資金不足になるには違いないということでありました。自動的に料金を決めるのは今の状態ではできないというのは分かっています。でも、国は3年から5年くらいをスパンに料金の議論を必要だとも言っていますので、短期スパンで均衡を図る方法を採用できるように、法改正も含めて要望されてはどうかと思います。

次に、総務省の繰出し基準に基づいた水道管路耐震化事業の上積み事業に係る一般会計からの繰出しが当初予算になかったことで、水道部にとって数千万円の不利益が被っているというふうに私は認識しております。そもそも他の独立行政法人とか外郭団体には、一般会計から運営費負担金等を単費で支出しているのに、水道部には国の交付税措置があるにもかかわらず出さないというのは、水道部だけ独立採算で、他の外郭団体などは独立採算でなくていいとお考えなのではないでしょうか。

総務省は事業を絞って繰り出すと言っているのですが、本市の一般会計からしても事業補助に当たりますし、起債はできるので、キャッシュフローは悪くならないし、独立採算も阻害しないし、何ら問題のない事業費だと思うのですが、なぜ今議会の補正予算に提案されなかったのでしょうか。

先ほども言いましたが、水道料金の値上げ幅の計算はそろそろ決めていく時期になります。値上げ幅だけではなく、災害対策にもなるこの事業費を、一般会計から出さない理由と検討状況をお答えください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 公営企業会計や地方独立行政法人、外郭団体につきましては、法等に基づく独立採算が基本と考えておりますが、お示しの耐震化事業への繰出しにつきましては、水道料金改定の動向や水道事業会計、一般会計、それぞれの財政状況を総合的に勘案しながら、今年度中の補正予算対応の可能性も含め、慎重に検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 かなり前向きな答弁がありましたので、次の議会を楽しみにしております。

次に、財政運営についてお聞きいたします。

昨年度の決算状況はあまりよくないようであります。令和7年度決算の議論は委員会にお任せしますが、今年度の見通しもあまりよくないのではと思っております。入札差金や収入の状況、見通しはどう

でしょうか。廃止や削減予定の事業などはあるのでしょうか。

現状を察するに、今の財政状況に、今後の職員給与や工事費用の上がり幅、中学校給食などの大型事業を足すだけで、とてもではないですけど、経常経費が重なり、経常収支比率はもっと悪くなるのではないかと考えています。公債費も元金は粘れても、金利は上がってきますし、どれも負担が軽減される要素はなくて、税収等の上振れだけが頼りな状態となっているのではないのでしょうか。財政当局の御所見を求めます。

このまま来年度の予算編成の在り方についても聞いていこうと思います。

令和9年度予算は骨格予算になると思いますが、義務的経費や継続的な事業を中心とする骨格にしてほしいと思っています。政策的判断を要する予算を改選期にも計上されているケースがこれまでもあったかと思うのですが、今ほど財政的な懸念はなかったのか、よしとする判断もあり得たかと思っています。

しかし、今の財政状況で骨格予算以外の予算を組むことには、私は否定的に捉えざるを得ないと思っていますが、どうでしょうか。副市長にも答弁を求めます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

今年度の見通しにつきましては、現時点で決算見込みを確認できていないことから把握できておりませんが、ここ数年の決算における傾向といたしましては、歳入の伸びを上回る歳出の伸びが続いており、今年度も引き続き厳しい状況であると認識しております。

骨格予算の編成につきましては、法律上の義務ではございませんが、必ず予算化せざるを得ない義務費や継続事業に要する経費等のみを対象として予算計上をするものであり、政策判断を伴う新たなプロジェクト等については、後の肉づけ補正予算での計上を予定しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 令和9年度当初予算の編成につきましては、いわゆる骨格予算となりますことから、原則として新規拡充的な内容は控えることが適切と考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 次に、骨格予算の定義を聞いていきたいと思います。

少し掘り下げます。義務的経費と継続中の事業、法令上必要な経費等は骨格予算に入るかと思っています。他の新規の政策的事業や拡充事業、政治的判断を伴う事業は省かれるかと思っています。

ただ、工事などと言えば、設計終わっているとか選定終わっているなどといった予算計上される場合も懸念されますが、これは骨格予算の範囲と考えるのか、そもそも政策的な予算だと判断するのか、こういった線引きをできるだけはっきりしてほしいと思います。

経常収支比率が高い本市において、予算があまり残っていない状態で改選を迎えると、ある意味、財政民主主義の趣旨から不適切な気がいたします。その辺りの考え方を示してください。副市長にも答弁を求めます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

既に、政策決定を経て進み始めているプロジェクトに係る予算については、骨格予算として取り扱う予定としております。お示しいただいた工事等に関する事例につきましても、一連の取組として切れ目なく進める必要があることから、骨格予算に含めることを原則としております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 骨格予算の範囲等に明確な定義はございませんが、新たな政策判断が伴う新規拡充的な内容は、改選後の定例会に計上することが適切と考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 行政経営部の答弁だと、ほとんどが骨格予算に含まれるような気がいたします。

先ほどは、政策判断を伴う新たなプロジェクト等については後の肉づけ補正予算と言われたのに、今回は既に政策決定を経て進めているプロジェクトは骨格予算に入れるということで、これは財政民主主義をどれほど尊重するかといった議論や、余剰予算をいかに示せるかということになるかと思います。

私は緊急性のある工事は仕方ないですが、時折、近隣との話合いなどで止まったりする工事もありますよね。相手があって納得して進めていく工事など、そういう工事はいつ着工しても問題はないものもあります。こういうものは継続的な工事ではなくて政策的な工事だと思っています。政策決定を経たというのはまさに政策であって、決まったから進めますというのは、行政的には骨格予算であっても、政治的には骨格予算でないと思っています。しかしながら、その判断は、他の削れる事業をどれほど削っているかにもよるかと思いますが、その辺りは当初予算を諮る前の段階で、ぜひ議会と市側ですり合わせをお願いしたいなというふうに思います。

次に、もし、現市長が改選後も継続したとしても、私が今の財政状況で財政運営をするなら、来年度は各種新規の工事は極力半年程度後ろ倒しにいたします。よほど国の補助金の期限や工事場所の制限などがない限り、後ろ倒しにすれば、キャッシュフローも財政状況も一時的には健全性を取り戻せます。経常収支を改善する根本的な解決方法ではないですが、全てを遅らせた分は利益だと思っています。ですので、来年度は9月以外に工事等を補正予算で対応する方針などをつくれば良いと思いますが、いかがでしょうか。これまでの骨格予算の話なども踏まえ、市長の考えをお示してください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

設計完了後の工事予算を年度途中の補正予算対応とした場合には、工事の発注が年度後半になること

により、工事請負業者の執行体制が整わないことによる入札不調のおそれがあること、国庫補助や政府資金の確保に影響を及ぼす可能性があること、普通交付税算定において完成時期が後ろ倒しになることによる影響が出る場合があるなど、補正予算対応は一つの考え方ではありますが、市民生活への影響や実務上のリスクが想定されることから、当初予算での計上を基本とすることが適切と考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 来年度の財政運営について、手法の御提案をいただきました。

ただいまの担当からの御答弁のとおり、基本的に当初予算に盛り込むことを本市の原則といたしております。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 はい。あんまり分かってもらえていないかなという部分もあります。全ての工事を遅らせるわけではないので、制約のない範囲で、財政的に不安な分を遅らせるということ、これすらできなかったら、どうやって財政の改善をできるかというふうにも思いますし、単年度の収支資金繰りを改善して、その間に経常経費との構造改革を進めるというプロセスは、住民サービスを傷つけずに改善できる合理的な方法だと思いますので、また、検討していただきたいと思いますし、私が骨格予算を求めているという、どういう意味かということも分かっていたのかなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 市民と歩む議員の会、五十川有香です。質問を始めます。

教育行政等について質問いたします。

2023年12月から施行している手話言語等コミュニティ条例第13条には、学校教育における手話への理解等について書かれています。学校教育における手話や聴覚障がいへの理解を深める取組の現状をお答

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

えください。

○橋本 潤議長 教育監。

○大山達也学校教育部長 条例の施行に伴い、令和6年（2024年）11月には、まずは本市の取組に倣う形で、こんにちは、ありがとう、よろしくお願いいたします、など簡単な手話を誰もが使えるよう、校長指導連絡会及び教頭指導連絡会において周知を行いました。

また、教職員を対象に、難聴学級センター校で実際に行われている授業を参観する機会を設け、難聴に関わる指導について学ぶ研修を実施しております。

さらに、小・中学校の中には、新たに令和7年度（2025年度）、3校において手話クラブが発足したり、全校集会や授業における手話での挨拶を取り入れたり、あるいは手話を使った合唱などに取り組んでいる学校も複数ございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 この8月、市民から教育委員会に提出された手話の学びの場の提供を求める請願が趣旨採択されました。これらを受け、教育委員会または教育長として、今後、子供たちが手話を学ぶ機会や教職員への手話の普及等をどのように確保・充実させていくのか、具体的な取組や検討の方向性についてお示しください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

聴覚を含めました障がい理解教育につきましては、これまでも教育活動の基盤として取り組んでまいりました。今後の具体的な取組でございますが、引き続き管理職に対する指導連絡会や支援学級担当者会の場で、手話言語条例の趣旨に基づき、研修事項として、挨拶などの手話について広く伝達、普及に努めるとともに、各校の取組状況を把握し、好事例の共有を行うなど、手話言語の理解促進に係る取組を計画しております。

また、当事者が在籍する学校につきましては、本人や保護者の思いも大切にしながら、手話や聴覚障

がいに関する理解を深める取組を推進するとともに、関係室課とも連携し、実践交流や手話講習など啓発に向けた効果的な取組について検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当から御答弁申し上げましたとおり、手話を言語の一つとして捉え、コミュニケーションツールとして活用することで、多様な方々とのつながりを持つことができるという理解の下、個々の能力に応じて手話を実装することは、これからの時代を生きていく児童、生徒にとって大切なことであると認識しております。

一方、難聴に限らず、障がいのある当事者やその保護者の受け止めにも留意する必要があり、取組の進め方については当事者やその保護者の状況を把握し、その心情に配慮しながら、適切に各校が判断し進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 よろしくお願ひします。

補正予算にて御提案のガンバ大阪による部活動運営委託事業について、昨年8月に策定された吹田市新たな中学校部活動の在り方との整合性、既に委託している部活動、運営委託事業との違い等についてお答えください。

また、これまでガンバ大阪とのホームタウン推進関連事業については、スポーツ推進基金から支出していますが、今回は一般財源とされている理由をお答えください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 ガンバ大阪による部活動運営委託事業につきましては、現行の委託事業者と同様、吹田市新たな中学校部活動の在り方に基づき、教育的意義を踏まえた部活動として運営を求めるものであり、委託内容をはじめ、活動日数や活動時間等についても同様でございます。

また、本取組はガンバ大阪とのパートナーシップ協定に基づく連携事業の一環として、ホームタウン意識の醸成を図るものです。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

なお、生徒のスポーツに親しむ機会の確保と教員の勤務負担軽減を目的に実施するものであることから、他の部活動の外部委託と同じく、一般財源でモデル実施をしようとするものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 現在、男子サッカー部がある学校数は18校中17校とのことです。委託する3校は何を基準に選ばれるのか、また、他校の意欲ある子供たちの参加は可能とするのか、さらに生徒個人への部費等負担増加は見込まれるのかも併せてお答えください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 ガンバ大阪に委託する学校につきましては、各校における顧問の配置状況や拠点校設置などを総合的に検討して、今後、選定してまいります。

本市におきましては部活動の枠組みを残したまま外部に委託しており、そのため原則として在籍校にサッカー部が設置されている場合は、他校のサッカー部に入部することはできませんが、今後、希望する生徒を含めたイベントの企画など、参加機会の検討・調整を進めたいと考えております。

なお、今回の部活動外部委託化を理由とした部費等の増額は想定しておりませんが、令和7年（2025年）8月に策定した吹田市新たな中学校部活動の在り方の中でお示しをしているとおり、今後、持続可能な活動として継続できるよう、一定の受益者負担を設定するなど、費用負担の在り方について、検討の必要があると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 令和8年度の教員定数と休職者の実態と代替配置及び各校の欠員状況をお答えください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 令和8年度9月1日時点の教員定数と休職者等の実態、代替講師及び未配置状況につ

きまして、小学校35校につきましては教員定数1,339名、休職者等100名、代替講師72名、未配置が28名です。

未配置の内訳は千里第二、千里第三が3名、佐井寺、豊津第一、片山、南山田が2名、吹田第二、東佐井寺、岸部第一、岸部第二、豊津第二、山手、東山田、西山田、千里丘北、佐竹台、津雲台、古江台、藤白台、桃山台が1名でございます。

中学校18校につきましては、教員定数671名、休職者等45名、代替講師41名、未配置が4名でございます。

未配置の内訳は、第二、第三、豊津、高野台がそれぞれ1名でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 教育現場では結果的に代替が見つからない場合、他の教員や休み明けの教員への負担が増大となっており、教員負担は事実上、軽減されていない実態があります。これらは教育委員会の示す教員の働き方改革プランに逆行しており、看過できません。早期解決に向けて、代替の教員確保のための市独自の制度構築など、欠員ゼロの取組は必須ではないでしょうか。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 代替講師の欠員につきましては、引き続き大阪府、教育長とも連携しながら、広報活動等の充実を図り、欠員解消に努めているところですが、昨今の新規採用教職員数の増加に伴い、講師候補者自体が不足している状況にあります。当該代替講師につきましては、本来、府費負担により配置されるべきものですが、費用の負担の主体を問わず、講師の確保が困難な状況であり、市教育委員会といったしましても、欠員を生み出さないためのさらなる取組が必要であるものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 複数の学校で欠員が常態化しているという状況は決して見過ごしてよいもの

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ではありません。代替教員を探しているというだけでは現場の負担は解消されません。早急に是正実施を求めます。

次行きます。過去10年間の吹田市立中学校の教員の退職者数、定年退職を除きます、を各年度別、各年代別にお答えください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 過去10年間の吹田市立中学校における定年退職を除く教員の年代別退職者数につきましては、平成28年度は20代2名、30代4名、40代4名、50代4名の計14名です。

平成29年度は、20代6名、30代3名、40代1名、50代2名の計12名です。

平成30年度は、20代3名、30代2名、50代1名の計6名です。

平成31年度・令和元年度は、30代7名、令和2年度は30代12名、40代3名、50代2名の計17名です。

令和3年度は、20代6名、30代3名、40代3名、50代1名の計13名です。

令和4年度は、20代3名、30代6名、40代1名、50代2名、60代1名の計13名です。

令和5年度は、20代5名、30代3名、40代1名、50代3名、60代2名の計14名です。

令和6年度は、20代3名、30代5名、40代3名、60代1名の計12名です。

令和7年度は、20代4名、30代4名、40代3名、50代1名の計12名です。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 過去10年間、毎年およそ10名以上の教職員が定年退職以外で退職されているとのこと。退職理由は報道されているような教員の労働環境ではなく、ほかの大きな理由ということ。を耳にしております。教育委員会も把握されているはずですが、時間の関係上、ほかの機会にしたいと思えます。

次行きます。各学校へのエレベーター設置について、市はまず、国が求めるバリアフリー対応を優先して進めるとして、令和9年度まで整備計画がされ

ていますが、令和10年度以降は、現時点で、具体的な計画は示されていません。

一方で、令和10年度から全中学校給食の開始が予定されており、給食の配膳等に必要な整備が進められています。中学校給食が始まれば、給食を各教室へ運搬、配膳することとなり、階段を使った配膳作業など、生徒や教職員の負担についても考える必要があります。早期に全体的な計画を検討、策定していくべきではないでしょうか。教育長のお考えをお示してください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

これまで、本市では、国から発出されました学校施設のバリアフリー化に関する通知等を踏まえ、移動に配慮が必要な児童、生徒の入学状況に合わせたエレベーターの設置や、段差解消のためのスロープの整備などに取り組んでいるところです。障がいの有無にかかわらず、誰もが支障なく、安心して学校生活を送るためには、エレベーターは必要な設備であることは十分認識しており、引き続きエレベーターの設置を含めた計画的な学校施設のバリアフリー化について、関係部局と調整しながら検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 エレベーターの設置を含めた学校施設のバリアフリー化の必要性につきましては、御指摘のとおりでございます。共に学び、共に育つ、という本市の教育理念の下、児童、生徒がより豊かな学校生活を送ることができるよう、引き続き個別最適な教育環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 早急にお願いします。

今回、補正予算として提案されている千里丘中学校のプレハブ校舎について伺います。

今回の対象となる地域では、大型マンションの建設などによる児童・生徒数の増加が以前から見込ま

れており、千里丘北小学校についてもこれまで既に教室の増設工事等が行われていました。

そうした状況を踏まえると、今回の中学校における教室不足についても、一定程度前もって予測できたのではないのでしょうか。なぜ、今の段階になってプレハブ校舎による対応を行うこととなったのですか。これまで生徒数の将来推計や周辺地域の状況をどのように把握し、施設の必要な規模についてどのような検討を行ってきたのかお答えください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 千里丘中学校は令和4年度（2022年度）に校舎の増築を行いました。当時の判断として、令和8年度までの生徒数増加に対応するための8教室を整備し、令和9年度以降の教室不足に対しては、引き続き生徒数推計を注視し、検討を重ねることとしておりました。

今回、プレハブ増築が必要となった主な要因としては、令和8年度から段階的に中学校35人学級の導入が開始されることが、本年2月に閣議決定され、4月から施行されたことで、学級数の大幅な増加が見込まれることによるものであり、このタイミングでの御提案となったものでございます。

なお、生徒数推計につきましては、児童・生徒数の実績データ及び開発申請の情報を基に積算しており、学級数の増加状況により、方策を検討することとしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 プレハブ校舎は急激な生徒数の増加に対応する暫定的な措置として必要な場合もあると思いますが、子供たちが安心して学ぶための学校環境という観点から考えると、長期的な学校施設の在り方についても同時に検討していく必要があると考えます。

特に、今後も生徒数の増加が見込まれるのであれば、単に教室数をこのように確保するというのではなく、周辺中学の生徒数、学校規模、通学区域も含めて、千里丘中だけでなく、大規模校への対応を地域の皆さんと共に、早めに検討すべきではないで

しょうか。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 過大規模校への対策につきましては、本市の学校規模適正化基本方針におきまして、まずは通学区域の見直しを検討し、それが困難な場合には、教室改修や校舎の増築などで教室数を確保するほか、教職員の加配等を検討することとしております。

千里丘中学校につきましては、過大規模校となることが数年程度と見込まれ、生徒の心理的影響を考慮した結果、同基本方針に示す留意点も踏まえ、プレハブによる増築が最適であると判断したものでございます。

今後とも、同基本方針に沿ってハード・ソフト両面から最適な方策を検討するとともに、地域への影響が見込まれる場合には、市長部局と連携しつつ、関係諸団体等の御意見をお聞きしながら進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 急に地域に示して強引に進めるということにならないよう、慎重かつ丁寧な対応するためには、常に地域との情報共有は欠かせません。検討の透明化を求めます。

次行きます。これまでのいじめに係る裁判全てに係る代理人弁護士と弁護士費用、その他裁判費用全てをお答えください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 いじめ重大事態に係る2件の訴訟費用につきまして、1件目は本市が勝訴し、終結しております。本市が顧問契約を締結している法律事務所に所属する弁護士に支払った費用は、着手金として第一審が55万円、第二審が33万円、高等裁判所の判決が確定したことによる報酬金が60万1,625円で、総額148万1,625円でございます。

また、2件目は、本市が一部敗訴し、終結しており、当該弁護士に支払った費用は、着手金として第一審が55万円、第二審及び第三審がそれぞれ33万円、報酬金が74万5,890円で、総額195万5,890円ござい

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

います。

その他、2件目の原告児童及び両親への損害賠償額が66万9,484円、訴訟及び上告の提訴に係る収入印紙代が1万9,500円でございます。

以上、2件の総額は412万6,499円でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 スクールロイヤーのこれまでの任用及び業務内容の詳細、給与を含む支出等の詳細をお答えください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 スクールロイヤーの任用状況につきましては、大阪弁護士会から推薦を受け、平成30年（2018年）5月以降、本市とスクールロイヤーのいずれかが特段の意思表示を行わない限り、業務内容・報償費について、おおむね同一条件で1年ごとの契約更新を継続しております。

任用に必要な経費につきましては、報償費として計上しており、年間132万円でございます。

主な業務内容につきましては、月に1回、午前中教育委員会に勤務し、その他は法律事務所にて、いじめにかかる対応等学校で起こる様々な問題につきまして、専門家の立場から、学校や教育委員会に対しまして対面や電話等で助言やサポートをいただき、加えて教職員対象の研修を随時行っております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 制度開始から8年がたちます。現状を踏まえて、本当にこのままでよいのかという視点を含めた検討を求めます。

次行きます。昨年も質問させていただきました香害等の取組については、この2月に実態調査に協力をされました。香害について、先進的に啓発等に取り組んでおられる兵庫県宝塚市では、授業参観時の保護者等への香りへの配慮文を送付されていたり、災害時の避難所等あらゆる場面での香害への配慮を求めた取組を実施されています。

当該調査結果等を受けて、香りで困っている子供

がいるということを前提にした吹田市としての今後のお考え、具体的に検討されている取組があればお答えください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 実態調査の結果を受けまして、人工的な香りや、化学物質により体調不良を訴えている児童、生徒が一定数いることが明らかになり、学校でのさらなる周知・啓発が必要と考え、これまで実施してきた各校での啓発ポスターによる香害の周知に加え、本年度より、健康で安全な学校生活を送るために活用する安全カードに、香害などの状況を記載する項目を設け、実態把握を行い、必要な対応に努めているところです。

さらに、本年11月には専門家による講演会を開催する予定ですが、学校関係者にも広く周知し、香害の実態調査の結果と合わせ、香害に関する正しい知識の普及と啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 よろしく申し上げます。

次行きます。環境政策等についてです。

吹田市では、家庭等から回収した廃食用油についてはSAFへの活用を進めているとのことです。現在の買取事業者及び買取単価についてお答えください。あわせて随意契約の理由と根拠等をお答えください。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 本市で回収しております廃食用油は、国内初の持続可能な航空燃料であるSAFの製造工場が堺市に建設されたことに伴い、昨年3月に締結しました持続可能な航空燃料の普及促進に関する連携と協力に関する協定の締結事業者のうちの1社である株式会社レボインターナショナルに、1kg25円で売却しております。

廃食用油の売買契約につきましては、協定に基づき、国内唯一の大規模SAF製造事業者に原料である廃食用油を供給する同社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び吹田市財務規則第108条の2第4号に該当することから、随意契約を締結し

ております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 買取り価格について他市を調べますと、自治体によって大きく幅があります。

例えば、吹田市と茨木市では3倍以上違いました。また、最近はS A Fへの活用について様々な企業が参入を急速に進めており、廃食用油を資源として取り扱う市場環境も変化しています。

こうした状況を踏まえると、今後も随意契約とすることが適切なのか、改めて検証する必要があると考えます。今後、市場動向等を踏まえて、契約方法を見直す考えはあるのかお答えください。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 世界的なS A F需要の拡大を受け、原料となる廃食用油の国内外での需要の高まりから、今後、売却価格の上昇が見込まれることは承知いたしております。

また、現状でも売却価格は国内の廃食用油を海外でのS A F製造向けに輸出する企業に売却するほうが高い場合もあると仄聞しておりますが、国の方針ではS A Fの国内製造を推進していることから、本市においても、国内で唯一の大規模S A F製造の担い手である事業者4社と協定を締結し、そのうち1社に売却をしているところです。

今後、国内でのS A F製造の動向を注視し、売却価格のみならず原料である廃食用油の運搬に伴う環境負荷の観点なども踏まえ、適宜、契約方法の妥当性を確認し、必要に応じて見直してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 現在の回収の拠点については、市民からはどこに回収場所があるのか分からない、もっと身近な場所で回収してほしいといった声も聞かれます。スーパー等や例えば、鹿島アントラーズなどのJリーグのクラブは、環境連携プロジェクトの一環としてスタジアムでの廃食用油回収等を行っており、啓発活動等に尽力されています。

吹田市においてはホームタウンではガンバ大阪との連携によるスタジアム内に回収拠点を設けるなどの取組などを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 廃食用油の回収量増加に向け、家庭で使用した油がS A Fの原料となることや、本市がこの取組を推進していることの認知度の低いことは、課題として認識いたしております。本年度は啓発用ロゴマークやノベルティーの製作、啓発ノウハウを有する協定締結事業者と連携した啓発イベントの実施などにより、本市の取組及びS A Fの認知度向上による回収量の増加を図っているところです。

御提案のガンバ大阪との連携につきましては、現在啓発方法などについて運営会社である株式会社ガンバ大阪と協議を進めているところです。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 お願いします。

吹田市では、家庭から出るごみの約26%を占める生ごみについて、堆肥化などによる再利用を促す啓発を行っておられます。

先日、SDGs未来都市として知られている岡山県真庭市を視察し、生ごみを資源として拠点回収し、液肥やバイオガスなどとして活用する取組を見ました。

そうした取組によってごみの量は2割減、処理コストも削減され、再生可能エネルギーの創出にもつながった取組でとても参考になりました。

吹田市においても生ごみの資源化を進めるために、例えば、学校給食等から出る生ごみを分別回収し、堆肥化につなげるなど、取り組みやすい場所からモデル的に実施し、その効果や課題を検証してはどうか、市の考えを伺います。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 生ごみの資源化につきましては、ごみ減量に資する有効な施策の一つであると考えておりますが、全域が市街化区域である本市におきましては、堆肥などに資源化した場合でも、活用場所や方法などへの対応についても検討が必要になります。

す。

まず、本市と同様に、大部分が市街地となっている都市部の先行事例の調査が必要と考えており、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 現在、マイボトルの利用促進やペットボトル削減のための市内の給水スポットは38か所と、市のホームページなどで周知されています。市内の設置数を増やすことはもちろん望ましいですが、大切なことはごみ減量の意義が市民に伝わるのだと思います。吹田市としての設置目標は定めていますか。また、ペットボトル削減などの効果をどのように検証していますか。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 使い捨てペットボトル削減等を目的とした給水器の設置につきましては、いわゆるNATS4市で連携して実施しているものであり、給水スポットマップを作成し、その中で使い捨てプラスチック削減の意義も併せて伝えるなど、機会を捉えて啓発を行っておりますが、設置目標等は定めておりません。

使い捨てプラスチック削減効果につきましては流量計を設置している市役所本庁舎の最も利用が多いと推定される給水器1機に限ったものではございますが、昨年度は500mlのペットボトル換算で約5万3,000本分が削減でき、ごみ減量効果は約940kg、温室効果ガスの排出量の削減量は約6.3トンと試算いたしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 阪急北千里駅では、令和4年にNATS4市による実証実験が行われ、その後、本格設置されています。実証実験では、他の駅への設置を求める声もあり、給水器の設置による行動変容の効果も確認されています。

北千里駅の取組から3年がたちますが、他の駅への設置は検討しているのか、給水スポットの設置拡

大等について、いつ頃までに具体的な方向性を示されますか。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 阪急電鉄の駅への設置につきましては、いわゆるNATS4市の実証試験を経て、北千里駅を含む4駅に本格設置された後、現在は阪急電鉄の取組として、大阪梅田駅など他市の主要な駅にも拡大され、計12駅の設置となっております。

各駅の給水器の利用状況は良好とのことであり、今後、設置拡大も期待されますが、現在、本市駅へのさらなる設置計画については伺っておりません。

また、市内給水スポットの拡大につきましても、現在のところ、予定はございませんが、いわゆるNATS4市で定期的に開催いたしております給水スポットの普及促進部会における議論も踏まえ、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 子供の居場所の充実について伺います。

太陽の広場や学校開放等において、雨の日や暑さ指数等により、熱中症の危険性があるとして、運動場が使えないことがあります。近年は特に、熱中症対策のために利用できない日は増えています。

先日、委員会の行政視察で、東京都港区立赤坂子ども中高生プラザ愛称なんで～もを訪問いたしました。旧小学校を活用して子供たちの居場所を確保するとともに、体育館を開放し、子供たちがいつでも体を動かし活動できたりする環境を整えている点は、大変参考になる取組だと感じました。

吹田市において運動場の代替となる場所や活動についての対応状況と、あわせて、運動場がないから遊べないという状況を少しでも減らすため、学校の体育館等を積極的に開放するなどの取組を検討してはいかがでしょうか。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まずは学校教育部より御答弁申し上げます。

学校施設の開放は、本来の学校教育を目的とした

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

使用とは異なる学校施設の目的外使用に該当します。このため、学校体育館につきましても、学校教育に支障がないことや公共の目的のための使用であることなどの許可要件を満たせば、子供の居場所として活用していただくことが可能でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 次に、地域教育部から御答弁申し上げます。

太陽の広場等の運動場以外での活動場所につきましては、本年度では太陽の広場は、小学校全35校中19校で、低学年図書と図書室等の特別教室を、2校で体育館を、また、土曜日の午前中に実施の学校開放は小学校23校で体育館を確保しており、子供たちは地域ボランティアの見守りの下で、ボードゲーム、工作体験、バスケットボール及びドッジボールなどを行いながら、自由に過ごしています。

近年の気温上昇、天候不順の傾向を鑑みますと、空き教室不足等で確保が困難な学校もありますが、体育館の活用も含めて、今後も地域と共に、子供たちの安心、安全な居場所の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 お願いします。

また、港区では、港区子ども・子育て会議等の子供の意見表明の機会が保障されており、同施設でもなんで～も委員会として、具体的に運営に関わることができそうです。これまで、るる、子供自身の声を聞き、子供と一緒につくっていくことの質問を重ねてまいりましたが、子供自身が意見を表明し、その意見を設備や運用方法等に反映する仕組みを、いつまでに整備、実施するお考えでしょうか。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 子供・若者からの意見表明とその反映の仕組みについては、これまで子供が利用する施設等で実施されてきた取組を、事例集として取りまとめ、庁内で共有し、実践を促進しているところなんです。

また、小学校の授業や高校、大学のPBL型授業

等で、子供の意見聴取を試行的に実施し、各所管で取り組める標準的な手順の検討を進めているほか、庁内横断の会議で、これらの検討状況を共有し、ガイドラインに盛り込むべき視点の整理に取り組んでおります。

今後、他市事例の研究や関係部局との協議などをさらに進め、令和8年度（2026年度）中に本市の実情に見合ったガイドライン案を策定する予定としております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 今年度中の方針とようよく出ました。実効性のある方針となるよう、子供や子供に関わる団体などの市民の声に耳を傾けてください。

次行きます。特定利用空港等に関して。

大阪国際空港の特定利用空港への指定について、これまで国や大阪府等から本市に対してどのような情報提供や説明打診等が行われてきたのか、時系列に沿って具体的にお示しください。

なお、市民生活や空港周辺の安全、安心にどのような影響が生じる可能性があるかについても詳細にお答えください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 特定利用空港の指定につきましては、国と空港管理者との間で調整して進めるため、周辺自治体はその是非を判断する立場にはありませんが、本年7月7日に、大阪国際空港が特定利用空港の候補として検討されていることについて、本市を含む大阪国際空港周辺都市対策協議会、いわゆる10市協の構成市に対して、内閣官房、国土交通省、防衛省による説明会が開催されました。

その中で、特定利用空港の指定に伴い、自衛隊の訓練が年に数回程度実施されることが想定されており、空港周辺の住民等への影響が最小限となるよう努めるとの説明を受けております。

引き続き、構成市として動向に注視してまいります。

以上でございます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 今年7月に開催された10市協の首長会議には市長も出席をされていたと伺っております。今後、空港の利用方法や運用については、市民の安全、安心を最優先に周辺自治体と連携し、国や大阪府等に対して必要な情報提供や説明を求めるとともに、市民の意見や要望を届けていくお考えはありますか。

また、国から直接的に市民への説明の場を設ける必要があると考えますが、市民への説明方法等について検討されていますか。お答えください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 10市協といたしましては、令和8年度（2026年度）運動方針において、大阪国際空港を特定利用空港の候補として検討を進める際には、適切に情報提供を行うよう、本年8月18日に国へ、8月26日に新関西空港、失礼いたしました、新関西国際空港株式会社へ、それぞれ要望いたしました。

現在のところ、直接国等が周辺住民に対して説明会を開催するとの情報は把握しておりませんが、10市協構成市である本市といたしまして、7月7日開催の国からの説明会資料を市ホームページで公開するなど、市民への情報提供に努めているところでございます。

国等が責任を持って周辺自治体や住民に対して十分かつ丁寧な説明を行うとともに、その声を受け止めて、今後の検討に反映すること等について、10市協として申入れを行うことといたしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 地方自治体として市民の立場に立った対応をよろしく願いいたします。

次行きます。市民・国民等の権益を尊重する市政へ、行政へ。

本市が各施設等へ徴収している使用料等については、これまで紛失や盗難、徴収金額の誤り、過徴収などの事案がしばしば発生しています。中には紛失

や盗難等が発生したにもかかわらず、広く公表されていない事案もあると聞いています。

また、最近においても徴収金額について、その原因や経緯が十分に説明されないまま、数年間にわたって吹田市の条例等で定められた金額とは異なる金額を徴収し続けていた事案が発生したばかりです。しかも、原因や責任については特に説明もありません。

そこで確認のため伺います。吹田市が徴収している手数料を根拠法令と共に全てお答えください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 本市が徴収している手数料につきまして、令和6年度（2024年度）一般会計における決算の実績を細節単位で申し上げますと、住民票写等交付手数料や戸籍手数料、じんかい処理手数料など54件で、吹田市手数料条例のほか吹田市保健所事務手数料条例など、個別の条例において、その種類や金額を規定しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 私が質問いたしましたのは、吹田市の手数料とその根拠法令です。お答え、令和6年度の決算上の話ではありません。この点、市に確認いたしましたところ、徴収している手数料の数も、その根拠法令も、網羅的には把握していないとのことでした。早急に全数把握の上、公表等をお願いいたします。

次行きます。吹田市の審議会に参加を希望する市民の方の、子供を預けて審議会に出席が難しい場合は子供の一時預かりは可能なのか、という質問に対して、吹田市から、子供はどこかに預けてほしい、そうでなければ委員選任は厳しいと明言されたとのこと。憲法第8章、吹田市条例の規定、その趣旨から、いつまでに具体的にどうされるか、明確に御確認ください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 審議会等における子供の一時預かりにつきましては、平成29年（2017年）4月に、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針を

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

改正し、委員が参加しやすい環境を整えるため、会議の開催日時の設定や一時保育の実施等について配慮を行う旨を明記しております。

しかしながら、把握している範囲では、過去5年間の利用実績はなく、指針の適切な運用について課題があると認識しております。早急に関係所管に対して本指針の趣旨を周知するとともに、審議会等への市民参画の機会充実に寄与する取組となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 担当に確認しましたが、指針策定後も委員の募集ページ等の案内に一時預かりがあるというようなことは記載したことはないとのことでした。指針があるのに、ほごにして、全庁的に一時預かりの可能性の案内を一度もしていないのであるから、実績がないのは当たり前かと思えます。適正な正確な答弁は行政の義務だと思います。すぐにでも周知はできるはずです。早急に市民参画を妨げないよう善処ください。

次行きます。待機児童数をなぜ毎日更新して発表しないのか、申し込んだ保育所の待機児童数を聞いても、吹田市はすぐに答えてくれない、窓口に行かないと教えてくれないという御不満の声が多く聞かれます。いつまでにどのようにされるのか、明確に御回答ください。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 保育所等の申込者数につきましては、一つの世帯が複数の施設を申し込むことが可能でありますことから、申込み状況によって変動しております。

また、全施設の情報を日々更新することは現状では困難と判断しており、児童の保育を必要とする度合いによって、各児童の待機順位は大きく異なるため、保護者の方に誤解を招くおそれもありますことから、公表はしておりません。

しかしながら、待機されている保護者にとって、希望施設の利用申込に関する状況を把握することは大変重要なことであると認識しておりますことから、

今後の情報提供等につきまして、公表する内容やその頻度などを精査の上、対応を検討してまいります。

なお、各施設における最新の空き状況につきましては、毎月更新し、市のホームページにて公表いたしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 こちらですが、10年前も同様の質問をさせていただいております。そのときにホームページの公表はできたんですけれども、それ以外は同じ答弁だと思っております。

また、10年後検討していくというようなことにならないように、早急に善処いただきますようお願いします。

次行きます。市民室の不祥事について伺います。

法的にDV等支援措置を受ける方の住民情報を漏えいすることは、行政にとって考えられません。実際、漏えいした結果、多くの刑事事件等が発生してきたことも広く知られています。にもかかわらず令和8年4月に、吹田市で生じた事案について具体的にお答えください。

○橋本 潤議長 市民部長。

○岡松道哉市民部長 今回生じた事案につきましては、本年4月に、DV等支援措置の相手方からの証明書の交付申請に対し、担当職員が世帯状況の確認を十分に行わなかったこと、複数の職員が確認を行わなかったことなどにより、対象者の住所が記載された証明書を交付したものでございます。

本事案が発覚後、安全確保を念頭に、対象者と必要な対応についての協議を行い、7月に公表したものでございます。

本市においてこのような事案が発生し、市民の皆様の信頼を損ねる結果となりましたことを心より深くおわび申し上げます。

今後は、管理職を含む複数職員による確認体制を徹底するなど、再発を防止し、行政の信頼回復に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川 有香議員 吹田市によりますと、住所が記載された証明書等の請求があった場合、対象者がDV等の支援措置の該当者であれば、端末上にも支援措置とか注意等の表示が出るとのことです。

今回、それでも交付をしてしまったということは本当に看過できません。今回、何よりも目を向けなければならないのは、情報漏えいされた被害者の方です。現実には起こってしまったことを行政として真摯に直視し、被害者の方々の安全を守り、誠実に対応することはもちろん、市民からの信頼をどのように回復していくのかについても、改めて真剣に考えていただきたいと思います。

今回、最後、市民等の權益に関わる様々な質問を通して申し上げたいのは、行政の仕事の一つ一つが市民一人一人の権利や生活に直接関わっているということです。そのことを改めて肝に銘じ、市民のあらゆる権利を最優先に、市政運営に取り組んでいただくことを強く求めまして、お昼からの梶川議員に託して私の質問を終わります。

○橋本 潤議長 質問の途中でありますが、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後1時 再開）

○有澤由真副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けることにいたします。2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 午前中に引き続き、市民と歩む議員の会、今度は私、梶川文代が質問いたします。

まず初めに、繁忙期でもないのに混雑している市民室窓口について。

来庁された方から、市民室の窓口がいつ来ても混雑しているという御指摘や御叱責をお受けすることもあるのですが、担当部局ではどのように御認識されているのかお聞かせください。

なお、民間委託開始後のほうが、それ以前より混雑していると感じますが、対応する方々の体制はど

うなっているのでしょうか。人の入れ替わりが激しいといったことも仄聞しておりますが、民間委託スタート時に何人おられて、現在までに何人ぐらい辞められたとか、また、交代で入られた方、どれぐらいおって、その中でもまた辞められた方などはどれぐらいおられるのか。また、待ち時間や人数、混雑している手続の種別等について、民間委託の前後の実態の変化が分かるように、できる限り詳しくお聞かせください。

○有澤由真副議長 市民部長。

○岡松道哉市民部長 窓口の混雑状況につきましては、特に証明発行窓口が混雑しており、申請される方々には御迷惑をおかけしているとの認識でございます。

業務実施体制につきましては、委託事業者は担当ごとに現場責任者を配置し、混雑状況を想定した上で、柔軟にその日に出務する方々の人数や配置を決定されております。

委託業務開始後に、人事異動や退職により市民室から離れられた方につきましては、9月9日現在で100名となります。内訳としましては委託業務開始当初に配置されていた83名のうち51名、また、委託業務開始後に配置された99名のうち49名となります。

業務委託前後の変化につきましては、番号札が引かれてから受付窓口呼び出すまでの待ち時間を1週間ごとに比較しますと、引っ越しの届出などの移動窓口ではほとんどの週で減少しており、平均約44分であったところ、業務委託後は約31分で13分程度減少しております。

一方で、証明発行窓口では減少した週もございますが、平均約3分であったところ、約7分となっており4分程度増加しております。特に、確認事項が多い戸籍関連証明書の申請受付に時間を要しており、混雑の要因となっております。

なお、待ち人数は計測しておりませんが、証明発行窓口につきましては、待ち時間の増加により待ち人数も増加しているものと認識しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 民間委託が始まって5か月ち

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

よいで100人もやめられたと。本当、驚きですが、状況を見るに、このまま放置するわけにはいかないでしょうし、これまでもほったらかしにしておられたわけではないと思いますので、これまでの対応や、今後どうあるべきか、どうするべきかなどについてお聞かせください。

○有澤由真副議長 市民部長。

○岡松道哉市民部長 委託事業者には、定例の月例会議のみならず、日々の業務の現場の中でも、各担当から重ねて改善を依頼し、改善策の報告を受けているところでございますが、効果が見えにくい状況が続いております。

現在、執行役員も含めて協議を行っており、これまでとは異なるレベルで、より有効な改善策が取れるよう引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 期日前投票所を本庁舎からメイシアターに移設するとか以前に解決すべき大きな問題です。民間委託の成否の見定めを行うとともに、早急な是正と問題解決を強く求めておきます。

次に、奨学金代理返還制度について、まずは数点伺います。

この制度の周知や導入意向調査などの本市の取組状況や結果などについて聞かせてください。市内の企業でこの制度を既に導入している企業はどれくらいあるのかお聞かせください。

大阪府の奨学金返還支援制度導入促進支援金や、府内の自治体で奨学金返還支援制度を導入している実施状況などについてお聞かせください。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 制度概要につきましては市ホームページへの掲載、チラシの配架及び企業訪問などにより周知を図っているところでございます。

次に、市内企業の導入実績につきましては、独立行政法人日本学生支援機構の公表では、本年9月1日時点で5社となります。また、大阪府に確認いたしましたところ、令和5年度（2023年度）開始の支援制度は、採用された方のうち、実際に支援を受け

た方の割合が低く、人材確保策としての直接的な効果は十分でなかったことから、令和7年度（2025年度）をもって終了したとのことでございます。

なお、府内では11市2町の自治体が独自の制度を実施しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 大阪府は3年間で辞めたけど、府内で11市2町の自治体がされているということでございますが、この制度は、企業が従業員に代わって日本学生支援機構や育英会などの奨学金返還金の一部または全額を直接送金して肩代わりする福利厚生制度であり、従業員にとっては毎月の返済額が減る、またはなくなる、企業が直接送金するため、所得税や住民税が課されないなどの経済的負担の軽減や心理的安心感につながり、結婚や出産、子育てなどの将来設計を前向きに進める後押しになると考えますし、企業にとっては若手人材確保や定着率の向上につながって、必要経費として計上もできる、条件を満たせば、賃上げ促進税制の活用も可能であるといったメリットがあります。

また、社会全体においても高齢者人口が急増する一方で、生産年齢人口が減少している。既に人手不足が深刻化している介護分野のみならず、全産業で人材確保が大きな課題となっている、このような状況下で人材確保につながる有効策となり得ます。

ただ、メリットだけではなく、企業側にとってはコストや事務負担の増加、従業員間の不公平感、従業員にとっては退職時のプレッシャーや企業の事務不手際による延滞リスクなどのデメリットもありますが、これらのメリットやデメリットも正しく伝え、周知して、奨学金代理返還制度導入の促進に努めるべきと考えますし、全国的にもこの制度を導入している企業が年々増加しています。本市としても若者と企業をつなぐ支援策として、制度導入後に係る企業の負担を一部補助する仕組みの制度創設に早急に取り組んでいただきたいと申し上げ、見解を求めます。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○**脇寺一郎都市魅力部長** 返還制度につきましては、御指摘のメリット、デメリット双方に加え、先ほど御答弁申し上げた大阪府の支援制度のてんまつも踏まえ、他市動向の把握に努めてまいります。

引き続き、就労困難者など就労課題を抱える方への支援に重点を置きながら、求職者個々の状況に応じたきめ細やかな支援を通じた就労の促進と職場への定着を図るとともに、企業側の人材確保にもつなげてまいります。

以上でございます。

○**有澤由真副議長** 2番 梶川議員。
(2番梶川議員登壇)

○**2番 梶川文代議員** 若者に選ばれるまち吹田を目指して、積極的に取り組まれることを強く求めています。

次に、医ケア児の支援策等についてですが、義務教育現場、学校における医療的ケアを必要とする児童、生徒の受入れは、国の予算配分や人員配置が以前よりは進んできてはいますが、それでも看護師が常駐ではなく、非常勤や巡回型で何とかやりくりしている。保護者の付添い負担もあるという課題が多いですが、保育園や幼稚園の受入れは学校よりももっと非常に厳しいというのが現状です。法律上は断れなくなりました。努力義務から法的責務になったものの、法律が変わっても現場の体制が追いつかず、実際には待たされるといったことで、どこにも通えず、親が自宅でケアをし続けている、そんな完全在宅、社会から孤立という状況から救い出してあげる本気の取組を強く求め、以下、伺います。

就学前の医ケア児の人数や現在の通園の有無などについての本市の現状と対応、取組状況をお聞かせください。

看護師等の人材確保や体制整備について、本市が現在進めている取組をお聞かせください。

旧わかたけ園用地における障がい福祉サービス等の整備について、必須サービスとして、生活介護定員20名、短期入所6床程度のほかにどのようなサービスを考えているのか、現行よりもどれぐらい全体の受入れ拡大となるのかなど、できるだけ詳しくお聞かせください。

○**有澤由真副議長** 子育て支援センター担当理事。

○**岡田貴樹理事（子育て支援センター担当）** まずは子育て支援センター担当から御答弁申し上げます。

こども発達支援センターとして、関係行政機関を通じて把握している就学前の医療的ケア児の人数は、本年9月1日現在、27名で、在宅児童が10名、教育保育施設の利用児童が9名、児童発達支援施設の利用児童が8名でございます。

医療的ケア児への取組としましては、同センターに所属する医療的ケア児等コーディネーターが保護者や関係機関からの相談に対応するとともに、自宅への訪問などの支援を行っております。

次に、医療的ケア児に係る体制でございますが、公立の保育所等には正職員、会計年度任用職員の看護師を配置しております。私立の保育所等には医療的ケア児受入れのための支援を行っており、看護師の配置や研修、備品購入などに必要な経費を助成する制度を設けております。

以上でございます。

○**有澤由真副議長** 福祉部長。

○**梅森徳晃福祉部長** 続いて、福祉部からお答えいたします。

今回の旧わかたけ園用地における障がい福祉サービス等の公募では、総合福祉会館の事業継承と、医療的ケア児・者の課題解消のため、生活介護と18歳未満を含む医療的ケア児・者の短期入所を必須とするよう考えております。その他のサービスにつきましては未就学の医療的ケア児の受入れに限定はしてありませんが、事業者の提案により、ヘルパー派遣や相談支援などの広く医療的ケア児・者の支援の充実につながるサービスが整備されるものと考えております。

今後、本年10月に、総合福祉会館生活介護事業の在り方についてパブリックコメントを行い、12月定例会で、事業者募集に係る予算を提案させていただく予定でございます。それらの御意見も踏まえ、翌年1月に募集要件を検討してまいります。

以上でございます。

○**有澤由真副議長** 2番 梶川議員。
(2番梶川議員登壇)

○2番 梶川文代議員 旧わかたけ園用地にまたしても民設民営で施設整備を予定している。実施計画にもなく、予算化も次の機会ですということだけでも、既に地元説明などは始めておられると。またしても計画行政から逸脱して、いきなり感、唐突感あふれている報告を、発言通告締切り前日の9月2日付文書でいただいておりますが、確認したところ、8月26日開催の政策調整会議で方向性を確認したとのことで、医療的ケア児支援法改正の対応、対策を急いでいるのでしょうか、やっつけ仕事というか、民間に丸投げしとけばええ的な感が否めません。現状、実態及び意向の調査等を早急に行い、リアルに役立つためのその需要を、まずはしっかり把握すべきと申し上げております。

次に、次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の計画策定の進捗状況や、今後の予定をお聞かせください。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、現在、次期計画の素案作成を進めております。本年12月にパブリックコメントを実施した後、来年2月の定例会に介護保険料に関する条例改正を提案し、御議決をいただけたら、同年3月に計画策定の予定でございます。

障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画につきましては、次期計画から、（仮称）障がい福祉推進計画として3つの計画を一体的に策定する予定としております。

障がい者施策推進専門分科会や同作業部会、地域自立支援協議会におきまして、当事者や事業者等から御意見を伺いながら素案の作成を進めております。

12月にはパブリックコメントを実施し、来年3月に計画を策定する予定でございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 計画策定過程の中で、当事者や御家族及び事業者など関係者の声を聞いておられると思いますが、これまでになかったような御要望

や御指摘などがあればお聞かせください。

それと、全計画の中で、本市独自の施策と胸張って言える代表的なものや、次期計画に盛り込もうと考えておられる本市独自の施策等あればお聞かせください。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画につきましては、新たな取組として、認知症当事者の方にインタビュー形式で意見を聞き、アンケート等では把握することが困難な当事者の率直な意見を聞くことができました。現行計画における代表的な本市独自の施策といたしましては、認知症の人やその家族の立場に立った支援を考える取組や、介護人材の質の向上と確保、定着の促進を目的とした取組を実施しております。

次期計画では、頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを、地域課題として解決するための切り目のない支援が提供される地域づくりや、認知症に関するさらなる取組を検討しております。

（仮称）障がい福祉推進計画策定に当たりましては、アンケート調査やヒアリング、専門分科会の審議に加え、当事者やその御家族を中心に運営する地域自立支援協議会の中でも御意見をいただきました。これまでと同様、親亡き後の暮らしへの不安や、相談支援体制の強化、人材確保に特に多くの声をいただいております。

現行計画における代表的な本市独自の施策といたしましては、グループホームの整備促進、強度行動障がいの状態にある方への支援体制の整備などに取り組んでおります。

次期計画は、障がい児・者の施策を一つの計画として策定を進めております。そのため、子供から大人へライフステージを通じて一貫して取り組むべき医療的ケアの必要な方への支援や家族支援など、これまで対象に応じて取り組んできたものを、より一体的に進めていくことができるものと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 現在のおのおのの計画の冊子を見て感じた率直な思いを申し上げますと、本市独自の施策がほとんどない、少ない。書いてはいるけど、実際にはできていないのも多いですし、当事者御家族を含めた実情に即した視点でというのが見当たらないと思います。御家族皆さん、それぞれ様々な問題を抱えておられる、それらのお困り事の解決など、包括的に御家族皆さんを支え、応援する仕組みや取組がもっともっと必要、できないものかと思います。お考えいただきたい。

また、法律上や国や府で定めている制度が現場にそぐわない、現実には追いついていないものもあります。例えばですけど、同行援護のサービスの法律根拠は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付のサービスでありながら、通勤や通学、営業活動、仕事の商談などの外出にはこのサービスは利用できないことになっている。これのどこが自立支援なのかと言いたいですし、ほかにも申し上げれば時間足りなくなりますので、また、平場でも申し上げたいと思いますが、こんなの外れのような制度に従うのではなく、抜け道はあります、つくれますので、国や府の制度よりももっと実態実情に即した、当たり前のことがちゃんとできる、障がいがあっても働く人、働きたい人は、とことん応援するなど本市独自の制度や施策をふんだんに盛り込んだ計画にしていきたいと思います。と申し上げ、見解を求めます。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 障がい福祉に係る次期計画におきましては、新たに障がい児・者の家族への包括的な支援を施策に位置づけることを考えております。障がい児・者のきょうだいへの支援の視点も踏まえた相談支援や、障がい当事者家族とも連携した障がい特性に応じた家族支援などを検討しているところでございます。

本市独自の制度や施策といたしましては、現在も報酬が十分ではない部分に対し、市独自の補助制度を実施しております。加えて、移動支援における医療的ケアの実施など、市の独自性が発揮できる地域生活支援事業におきましては、本市の実情を踏まえ

た運用となるよう、ニーズを踏まえた制度や施策を計画にも盛り込む検討を進めております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 福祉の充実は行政最大の責務であることを念頭に置いて、耳障りのよい言葉だけを書き連ねているようなものではなく、かゆいところにもしっかりと手が行き届くような、有効かつ実効性ある計画となるよう強く願い、求めておきます。

それと、次期の計画冊子は、幾ら何でも音声コードを掲載するのをお聞かせください。

また、話それますが、過日に、視覚障がいの方たちから求められて防災ハンドブックの点字版をお届けしたところ、こんなあんねやったら、もっと早くに欲しかったという御指摘とともに、吹田市自立支援協議会の当事者の皆さんが作成されたこの障がい児・者のための防災ハンドブックのように、必要とする人に必要な情報を要点絞ってまとめられているそんなものや、その点字版なども欲しい。ただ、点字が読めない人もおられますので、音声コードつきの防災ハンドブックがあれば、実用的でありがたいという御指摘もいただいておりますことをお伝え申し上げ、視覚障がいの方にとって、必要かつ有益な情報を抜粋した分冊版や音声読み上げ機能が使えるウェブ掲載などの工夫をしていただきたい。いかがですか、お答えください。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 次期計画におきましては、視覚障がいの方への合理的配慮として、新たに音声コードを両計画の冊子に掲載する予定としております。

また、現行計画と同じく、音声読み上げ機能に対応できるよう、市公式ウェブサイト上にPDF形式に加え、ワード形式でも計画冊子のデータ掲載を行う予定でございます。

加えて、より多くの方に読んでいただけるよう、高齢福祉の次期計画は、計画の内容を分かりやすく説明した動画の作成、障がい福祉の次期計画はやさしい日本語の概要版を作成することも検討しております。

引き続き視覚障がいをはじめ、障がい当事者の
方々の御意見を伺いながら、多様な手段による情報
提供を進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 音声コードの掲載、やっと感
ありますが、よかったです。よろしく願いしてお
きます。

次に、医療費助成についてですが、本市の現行の
医療費助成制度は、18歳までと19歳からは天と地ほ
どの差があるということをまずは申し上げ、医療費
助成の拡充について、切なる願いとしてお聞き入れ
いただきたいのですが、来月から若年がん患者在宅
療養支援事業も始まります。AYA世代に対する支
援策が一步踏み出せたことについては評価いたしま
すが、あともう一步踏み出して医療費助成ができな
いもののでしょうか。欲を申せば、がん患者だけで
なく、他の疾病でも、命をつなぐ支援となる医療費
助成に拡充をしていただきたい。見解を求めます。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 医療費の助成につしまし
ては、年齢、世帯状況、そのほかの属性、背景に応
じて、様々な制度が国策あるいは自治体独自策とし
て実施をされております。

御質問の特定の疾病を要件とする制度といたしま
しては、国指定の約350種類の疾病を対象とした難
病法に基づく助成制度がございます。がんも含め、
その指定対象にならない疾病の場合は、子ども医療
費助成などの他の助成制度の対象に該当しない限り、
社会保険制度による基礎的な保障、すなわち世代等
に応じた負担割合設定と高額療養費制度による上限
設定によってカバーしていただくという枠組みにな
っております。

こうした既存制度の枠を超えた新たな助成を市単
独で導入することは、現時点では検討しておりませ
んが、今後とも他市状況や国の動向等を踏まえ、精
査してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 市民の皆さんに、本市の市民
であるという値打ちを示すといえれば分かりやすいと
思うんですけど、いざというときに心強い、ありが
たい吹田市であるための医療費等助成制度拡充を強
く求めておきます。あわせて、社会保険料の負担軽
減も求めておきます。

次に、バイクや福祉車両の駐車場確保について、
まずはバイクについてですが、原付バイクは排ガス
規制の対応が難しいため、国内メーカーによる新車
の生産が2025年10月末で終了していますので、近い
将来になくなってしまうのですが、それでも原付50cc
以下のみという制限のある駐輪場が圧倒的に多く、
駅前や商業施設とかに50ccを超えるバイクいわゆる
ピンクナンバーなどのバイクの置場がない、何とか
してほしいというお声がこれまでも随分あったと思
いますが、駐車場法で50cc以下は自転車等に区分さ
れているが、50ccを超える全てのバイクは自動車だ
と区分されているとか、自動車法とか道交法などに
ついてちょっと整合性がないと思う部分がかん
り多いんですけど、これら、時代の流れやニーズに
追いついていないというのが実際のところと思いま
すので、現状の調査及び把握をして、実態に即した
適宜、速やかな対応をお願いしたい。いかがでし
ょうか、お答えください。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは都市魅力部より御答
弁申し上げます。

これまでも市内の商業団体とは様々な機会を通じ
て意見交換を行っておりますので、バイクの駐車ス
ペースに関する状況やニーズについても把握し、そ
の内容を関係部局と共有してまいります。

また、商業団体による駐車スペースの確保に向け
た取組につきましては、商業振興の観点から必要な
支援や対応に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 土木部からも御答弁申し上げま
す。

新たに導入されました125cc以下の新基準原動機

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

付自転車につきましては、道路交通法上の原動機付自転車に区分されており、市営自転車駐車場では原動機付自転車の区画が御利用いただけますが、車両によってはスペース的に収まらないものがあるため、お断りするケースがあります。

現状の市営自転車駐車場における自動二輪車の収容台数としましては、定期利用5か所195台、一時利用4か所30台で、利用率は高いですが、収容台数増設要望は少ない状況です。自転車駐車場の限られたスペースにおいて自動二輪車の収容台数増設をするには、自転車の駐車スペースの縮小が必要となるため、今後の利用状況を見ながら慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 まず50cc以下のバイクしかあかんって表記されている看板の撤去、それをまず進めてもらいたいと思います。お願いしておきます。

次に、かねてより申し上げている福祉車両の駐車場についてですが、住民でないと車が入れない集合住宅がたくさんある。デイサービスや透析などの送りへは外で車を止めて、車椅子で敷地の中に迎えに行くとか、訪問入浴サービスは車で待つ人が必要で、大きな荷物を担いで入っていく。中には自転車すらも入れてもらえないようなマンションなんかもありますなど、御苦労されている事業者がたくさんおられますので、介護等事業者の皆様の御要望や御意向をお聞きして、必要とあらば、公営住宅や民間のマンションの管理組合とのパイプを持っている部局からお口添えいただいて、介護等従業者が円滑にサービス提供ができるように御尽力をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 介護サービス等の提供時に必要となる福祉車両の駐車について、吹田市介護保険事業者連絡会との意見交換会等の場を通して御要望がございましたら、関係部局と協力して円滑なサービス提供となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 雨、風、嵐のときなんかはね、でも、それでもやっぱり車で行ってあげなあかところもあるというようなこともありますので、その辺り、鋭意取組をお願いしておきたいと思います。

次に、給食調理設備についてですけど、本市の小学校の給食調理室にスチームコンベクションオープン、以下スチコンと言いますが、スチコンがあるのは2校だけと聞いておりますが、その2校に導入した経緯や、ほかの学校にもスチコンの導入を進めていくのか。また、老朽化が著しい、施設の老朽化が著しい学校もありますが、今後の更新の予定などを聞かせてください。

それと、スチコンは1台で焼く、蒸す、煮る、いためるなどの多彩な調理ができる多機能な加熱調理器であります。これらの機能が活用できているのかお聞かせください。

なお、他の自治体ではどんどん導入が進んでいて、もう恥ずかしいというか、吹田市、取り残されているような感ありあります。おおむね3億円ほどあれば、全校に導入できると思います。費用対効果も十分見込めると考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

○有澤由真副議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 スチームコンベクションオープン焼くなどの調理が可能で、児童に献立の幅を広げた給食を提供できることから、平成15年度と平成16年度の給食調理室改修工事の際に対象となった2校へ先行して導入いたしました。その後の他校への展開につきましては、その他の設備の老朽化が進む中、限られた予算内での優先順位を勘案しながら対応してきたため、全校への導入は進んでおりません。

給食調理室の設備の更新予定につきましては、計画的に進めるための年次的な計画を定めておりますが、予期せぬ故障への対応を優先せざるを得ず、必ずしも計画どおりに進んでいないのが現状です。

なお、現在、スチームコンベクションオープンを設置している学校におきましては、吹田市内の全校

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

統一献立の中でその機能を十分に活用し、調理を行っているところです。スチームコンベクションオーブンの有用性は十分認識しているところですが、全校への導入につきましては、施設の設備改修を伴うケースや設置の費用などの課題もございますことから、今後も関係部局と調整し、導入の可能性について検討してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 スチコンを導入するとしたら、公平の観点から全校一斉というのが本当に望ましいと思います。平成15年、16年にスチコンを導入した当時のこととか、聞いたり調べたりしていて、20年以上もスチコン導入が止まって進まなかった。その原因は、原課と財政当局の意思疎通もできていなかったんじゃないかと思います。原課ではずっと要求されていたとお聞きしています。これ以上は待たないと思いますので、全校スチコン導入の早期実現強く求めます。

次に、小・中学校の夏休み期間についてですが、夏休み期間が短縮されてから年々気温は上昇し続けています。校内の教室は冷房完備されているとはいえ、通学路はまだまだ暑い、日陰もなく探しながら歩いている子供もよく見かけますが、定期的に意見聴取や検討を行っているのでしょうか、お聞かせください。

なお、以前に春休みの気候がいいときに休みするのももったいないとか、オンライン授業にするのはできないのかとか、短縮授業は中途半端、就労の妨げにもなるのでやめてほしいとかといったお声を聞いておりますこともお伝え申し上げます。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 夏季休業期間の見直しにつきましては、標準授業時数の確保や計画的な教育課程の推進のため現行の設定が妥当と考えておりますが、教育活動中や登下校時の熱中症対策は課題と認識しており、空調設備の適切な稼働による環境維持をはじめ、帽子着用や小まめな水分補給など、児童、生徒の発達段階に応じた指導を行っているところです。

今後も他市の動向や気象変動の状況等を注視しつつ、児童、生徒の健康と安全を最優先に、適切な教育環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 いま一度、保護者の皆さんの声も、また子供たち、当事者、児童、生徒の声もしっかりとお聞きをして、どうしていくべきかということを考えるべきと申し上げ、

○有澤由真副議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 自民党吹田・無所属の会の泉井でございます。発言通告の公共施設についてと市有地については、質問の順番を入れ替えさせていただきます。

それではまず市有地について。

これまで一部の法人の既得権益となっている福祉施設を中心に、市有地の貸付等については様々な御指摘をさせていただいております。さきの5月定例会でも質問をさせていただき、さらに市有地の適正な管理及び貸付契約の法的な精査、是正を求める決議を上程させていただきました。特に、福祉部が所管している市有地の貸付けは見るに堪えない状況であることは、現在の福祉部の職員さんも認識いただいていると感じてはおります。

また、議会はですね、法人の既得権益を守りたいのかどうかは分かりませんが、これほどの問題に対して上程した決議を、私のアピールのためと御意見された一つの会派の議員さんを除く全ての議員さんの皆さんに賛同していただいたことから明らかなっております。

しかしながら、これらの問題はそもそも市のガバナンスが働いていなかったことが大きな要因であったことが分かりましたが、これまでの指摘を受けて、また、決議が可決されたことを市はどう受け止めているのか、今後、どのような対策を実施するのか、市有地全般を管理している都市計画部の担当理事及び市の行政経営全般を担っている行政経営部長の御答弁を求めます。

○有澤由真副議長 公共施設整備担当理事。

○木村博一理事（公共施設整備担当） まずは公共施設整備担当から御答弁申し上げます。

5月定例会における決議につきましては、本市としてもその内容を重く受け止め、必要な是正に取り組むべきものと認識しております。

今後の対策としましては、普通財産に係る貸付方法について、建物の所有を目的とする場合は定期借地契約とするなど、統一化を図るとともに、既契約についても契約更新等の機会を捉え、定期借地への切り替えを求めること、また、現行の貸付料や減額の取扱いについても現状の社会情勢等を考慮し、妥当性を検証するなど、市有財産が適切に管理運営されるよう、改めて規則・要領の精査、ガイドラインの作成など早急に進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 続きまして、行政経営部より御答弁申し上げます。

5月定例会における決議を真摯に受け止め、行政経営部といたしましては、担当所管による統一的なルールの整備にとどまらず、チェック機能、リスク管理、透明性、説明責任、継続的な改善といった視点を組織全体で共有できるよう努め、より適正な行政運営を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 行政経営部、都市計画部共に決議を重く受け止めていただいていることはよかったのですが、そもそもまとまった土地があれば、購入してでも保育所や高齢者・障がい者施設を建設したいという声が聞こえてくる吹田市において、市有地貸付の社福減免は本当に必要なのでしょうか。

現在、減免しているのは、定期借地権もつけずに自動更新をしていたことが発覚し、問題となっている土地を含む、障がい者施設5か所と保育所3か所、老人ホームの1か所だけです。もし、行政としてインフラ整備のために施設誘致が必要なら、例えば貸付期間の半分を無償で貸し付けるなどの方法がある

と思います。

このたび、両部署が検討している対策案を不十分と判断した場合は、条例改正案も視野にですね、検討を今しているところですので、二度と無条件で自動更新なんてできない対策案を示していただきたいと思います。

次に、公共施設について質問をさせていただきます。

本市には数多くの公共施設がありますが、中には利用実績や稼働率、コストパフォーマンスの低いものもあると感じております。そして、昨今、各公共施設の老朽化で建て替えや大規模修繕等が必要となり、それらにはかなりの財源が必要となっている状況から、私は今ある全ての施設を維持管理するには困難な状況になってきているのではないかと感じているところですが、市の御見解をお示ください。

○有澤由真副議長 公共施設整備担当理事。

○木村博一理事（公共施設整備担当） 現在、吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画に基づき、各施設において大規模改修等の対策を計画的に進めているところではございますが、今後、多くの学校施設が建て替え時期を迎えるなど、各施設の維持保全や建て替えに係る費用が膨らみ、財政運営に大きな負担になると想定をしております。

今後の対策としまして、特定財源の活用を行いながら、市民ニーズ等を勘案した事業内容の精査や長寿命化、複合化等の取組により、より一層進めるとともに、中・長期的には、人口動向を含む様々な社会情勢を見据えながら、施設総量の見直しに向けた検討を行っていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 当たり障りのない御答弁でしたが、中・長期的とはかなり抽象的な表現をされました。そうやって先送りにしてきたから、地域によってはですね、学校施設の建て替え用地が見つからない状況になっているのではないのでしょうか。学校については別の課題と考えますので、今回は質問いたしません。早急に検討を開始すべきということ

は意見しておきます。

それでは、具体的にお聞きします。一例ですが、吹田市はおおむね小学校区に1つ公民館があります。これは近隣の中核市、NATSと比べてもですね、非常に多い状況です。市が各公民館を維持する必要があると判断する利用実績や利用人数をお示してください。

次に市立博物館ですが、そろそろ大規模修繕が必要な時期になっているのではないかと思います、年間の来場者数をお答えください。また、一般利用者と学校利用は分けてお答えください。

そして、年間の運営経費と来場者から徴収している観覧料などの年間収入額もお示してください。

次に、廃校となった山五小学校跡地について、土地を借りているとお聞きしました。年間の借地料をお答えください。

○有澤由真副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 まず、地区公民館につきましては、主に小学校区単位で文化活動等を気軽に行える地区住民の身近な生涯学習の拠点にとどまらず、地域コミュニティの醸成に寄与しており、令和7年度の利用者数は主催講座の参加者やグループ活動の利用者などを含め、32万9,327人でございます。

次に、博物館につきましては令和7年度の利用者数は一般の利用が1万8,634人、小・中学校での利用が3,673人で合計2万2,307人であり、年間の運営経費は8,621万5,456円、観覧料等の収入は109万8,220円でございます。

いずれの施設とも、コロナ禍により大きく利用者数等の実績が下がりましたが、年々回復傾向にあります。施設の存続を判断する基準はございませんが、本市にとって欠かせない社会教育施設であるため、引き続き多くの市民に利用いただけるよう、魅力ある施設を目指して運営に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 次に、学校教育部から御答弁申し上げます。

山田第五小学校跡の土地の借地料につきましては年間1,180万6,357円でございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 今、御答弁で示された利用人数が多いのか少ないかという判断は私にはつかないんですけども、公民館と博物館については、施設の存続を判断する基準がないということが分かりました。本市にはほかにも多くの公共施設がありますが、その全てに維持管理費がかかり、特に、大規模修繕や建て替えなどには多額の財源を必要といたします。各公共施設についても存続させるか否かの判断基準はないのでしょうか。担当理事者の御答弁を求めます。

○有澤由真副議長 公共施設整備担当理事。

○木村博一理事（公共施設整備担当） 各施設を存続させるか否かの基準につきましては設けておりませんが、各施設の特性を勘案した上で、利用状況、代替機能、利用者や地域住民の意向などを踏まえ、行政経営部をはじめとする関係部局と連携しながら、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 判断基準が全てないということなんですけれども、先ほどの土地の問題、周知の問題もそうなんですけれども、全て担当部署に任せているからこういうことになっているんじゃないですかね。先送り状態がいつまでも続いていると。やはり全てにおいて財源が必要となってきますし、どこかでやっぱり判断基準というのは必要じゃないかなというふうに思っております。それをどこの部署が担当するのか、それは分からないんですけども、公共施設の担当なのか行政経営部なのか、私はどちらかが先頭に立ってやるべきではないかなというふうに思っています。

あと、公民館等についてもですね、利用者はまた回復状況にあるということで、また、それも人口が増えているから、今後のそれも基準になってくるのかなというふうに御答弁されたんですけどね、人口は増えているんですけど、自治会加入率は減ってお

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ります。公民館とかはほとんどが自治会とかそういうところの団体が使っておりますので、もし、必要ということであれば、やはりもう少しですね、私はどちらかという自治会にはぜひ市民の皆さんには入っていただきたい。いろんなところでネットと言いますかね、顔の見える地域のつながりというのは大事だと思いますので、自治会は推進派なんですけれども、逆に、自治会に入らなくても今は情報がどこからでも手に入って、特に困らないという状況、これも現実として受け止めていかないといけないと思っております。

どちらにしても必要だという判断をされるのであればですね、その利用者、また、というのは、やはり多くの人に使っていただかないといけないものだと思います。利用者が減れば、それを負担している市民負担というのは、利用していない人の負担が増えているだけなので、その辺はしっかり考えていただきたいなというふうに思います。

次の質問させていただきます。江坂周辺の客引き、客待ちについてなんですけれども、江坂周辺の客引きについては、昨年より問題提起させていただき、7月末には市や吹田警察、様々な団体の皆さんが加わり、客引きしない・させない・利用しない夜間キャンペーンパレードを実施していただいたことは、まず、感謝申し上げたいと思います。

しかしながら、22時以降の時間帯には依然としてガールズバーやキャバクラ等の従業員と思われる者が歩道に連なっており、江坂の景観、治安共に悪影響を及ぼしております。

そこで提案ですが、パレード等の啓発活動を定期的に実施していただくことは今後もお願いしたいと思うんですけれども、客引きは大阪府の条例違反であるということを明確に示した上で、周辺のホテルなど宿泊施設や飲食店、企業、ビルオーナーに協力を求めているかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○有澤由真副議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 江坂地域における深夜の悪質な客引きや違法な営業の実態については、吹田警察署との情報共有の中で確認をしております。客引き

の撲滅には、市、警察、地域などのあらゆる主体が連携しながら継続して取り組むことが重要であると考えており、引き続きJ8ミーティングで実施を検討してまいります。あわせて、J8ミーティング参画団体に限ることなく、江坂地域の企業や店舗など様々な主体にも御協力を得ながら、効果的な啓発方法についても検討してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 多いときは、本当に東側の新御堂沿いの歩道なんですけれども、西側よりちょっと狭いんですけどね、そこに両サイド15人ぐらい立っていたりしますので、また、服装がちよっとやっぱりどうなのかなというような服装で立たれている従業員と思われるね、人たちもいますので、その近くには小規模の保育園もあったりとか、夜間やっているようなところもありますので、その辺しっかり対応していただきたいなというふうに、お願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○有澤由真副議長 22番 柿原議員。

（22番柿原議員登壇）

○22番 柿原真生議員 日本共産党の柿原真生でございます。個人質問をさせていただきます。通告をしております障がい者施策については、今回、取下げをさせていただきます。

期日前投票所の増設について。

現在、吹田市の期日前投票所は本庁1階ロビー、千里ニュータウンプラザ2階ロビーまたは大ホール、ららぽーとエキスポシティの3か所です。2月の総選挙でも長蛇の列ができ、中には諦めて帰る方も出ました。今議会で江坂図書館内に1か所、拡充を提案されていることは、状況を打開したい市の姿勢が現れていると感じております。以下、数点お聞きいたします。

1点目、他市の状況を見ると、豊中市は6か所、尼崎市は4か所、西宮市は9か所で、地理的な違いは割り引いたとしても、吹田でもさらなる増設が必要であり、また、可能ではないかと考えます。

とりわけ期日が決まっている参議院選挙や統一地

方選挙と違い、衆議院は2月のときのように、突然、解散総選挙となる場合もあり、ニュータウンプラザの大ホールが確保できないという状況になります。そのため、かなりの待ち時間が発生をしました。他の場所でも期日前投票できるよう、市民センターやコミュニティセンターなど、公共施設を候補地として、引き続き検討することを求めます。御所見を伺います。

2点目。期日前投票所を増やすに当たり、投票立会人の確保も課題となります。現在、立会人を担うのは、自治会をはじめ、地域団体の役員など高齢者が多いと見受けられますが、長時間拘束される業務のため、負担が大きいのではないのでしょうか。平日昼間という条件から、働いている方は難しいと思いますが、過去には大学生から応募があったようです。吹田市で勤務・就学している方でも立会人になることができます。この間、立会人を募集した状況、並びに立会人確保の方策について、市の御所見を伺います。

次に、千里ニュータウンのまちづくりについて伺います。千里ニュータウンまちづくり指針の内容を、事業者にも、そして、住民にも、正しく理解してもらう必要があると感じます。団地の建て替えが各地で始まった頃には、住民の間でも千里ニュータウン再生の姿について活発に意見が交わされました。指針もその頃制定され、かなり時間がたってまいりました。今後もニュータウンの良好な住環境を守るために、この指針を生かしていく上で、住民にも改めて内容を知ってもらう必要があるのではないのでしょうか。ある日、突然、自分の住宅の隣で開発計画があることが分かり、慌てることになる、こういう事態になるわけです。以下、お聞きいたします。

1点目。指針の内容を事業者及び住民に理解してもらう必要性、今日的意義について、市はどのように考えているのでしょうか。

2点目。（仮称）佐竹台計画、シニア向けの分譲マンションの計画ですね。この経過を見ると、指針の内容について様々な解釈の余地が生まれるといいですか、言い逃れができる、こういった余地を残さないようにする必要があると考えます。

5月定例会での同僚議員への答弁では、指針の手引を作成するとのことでしたが、具体的な内容をお聞かせください。

3点目。開発計画の内容を住民に知らせ、また、両者が歩み寄るためには必ず住民説明会を開くことが必要ではないでしょうか。開発内容と指針のチェックリストに適合しているかどうかを事業者が文書で配布しているだけでは、個々の住民は把握はできないのではないのでしょうか、お答えください。

4点目。大規模地権者への働きかけを行っていると、以前、答弁をされていましたが、具体的な内容と、この間、どのように働きかけてきたのかお答えください。

次に、包括的性教育についてお伺いいたします。

まず、包括的性教育と私が申し上げている言葉の意味について、前置きをさせていただきます。

ユネスコ等国際機関が共同で研究、調査し、策定をした国際セクシュアリティ教育ガイダンスに準拠し、このガイダンスに基づく包括的性教育は、子供や若者たちに科学的で正確であり、かつ人権やジェンダー平等を基盤とした性に関する知識やスキル、態度や価値観を、年齢や成長に即した包括的なカリキュラムに基づいて学習する権利を保障することを目的としております。包括的性教育を受けることにより、青少年が自発的に性行為の開始時期を遅らせたり、性行為に慎重になったりするという効果があることが科学的に証明をされているものです。

この夏、10年に一度の学習指導要領改訂に当たり、日弁連は、いわゆる歯止め規定の撤廃と包括的性教育の導入を求める会長声明を発表しました。過去にも性に関わる様々な人権問題を解決するために、国及び地方公共団体に対し、学校教育において国際セクシュアリティ教育ガイダンスに準拠した包括的性教育を実施することを求める意見書を発表されています。残念ながら、今回の学習指導要領の改訂では盛り込まれない見通しとなっております。

しかしながら、性教育に関する保護者の要望はむしろ高まっているのではないのでしょうか。先日、お聞きした方からは、包括的性教育は大事だ。息子が第二次性徴に差し掛かり、精通が始まってくる年頃

なので、教えているとか、娘に教えている、性暴力は怖いなどの声をお聞きしました。以下、幾つかお伺いします。

学校でもちゃんと性教育を教えてほしい、親はどうやって教えたらいいか分からないという声があることについて、市はどのように認識をされているのか。また、以前、性教育の実施について質問したときには、市はですね、児童、生徒を性被害から守るためには性に関する指導や学校に対する保護者や地域の意識を高め、理解を得ることは不可欠という答弁でした。日本社会は長く性に関することはタブー視をされてきました。まず、大人が正しく性教育の意義について理解することが求められています。この間、何か取り組んでこられたのでしょうか。お答えください。

2点目。国立感染症研究所の集計結果によると、性感染症である梅毒の感染者数は2024年1万4,829人となっています。最悪の場合は死に至る病です。2014年の感染者は1,051人で、ここ10年ほどで急増しています。また、乳児遺棄の事件が度々報道されていますが、予期せぬ妊娠で誰にも相談できず、困り果て、孤立している若い母親の姿が浮かび上がってきます。2024年の虐待死は50例、うち24例がゼロ歳、うち6例がゼロか月となっています。

学習指導要領では、性感染症や予期せぬ妊娠などを防ぐとしながら、妊娠の経過は取り扱わない。つまり性交を教えないといういわゆる歯止め規定が存在しています。不思議で不自然な内容だと感じます。学校現場では性感染症や予期せぬ妊娠を防ぐことをどのように教えているのでしょうか。お答えください。

3つ目。学習指導要領のいわゆる歯止め規定について、学習指導要領は最低これだけを教えてくださいという基準のようなものです。しかし、実態としては、実態としては妊娠の経過、受精に至る経過、つまり性交を教えないと理解され、運用されています。市はどのように認識をされているのでしょうか。お答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○有澤由真副議長 選挙管理委員会事務局長。

○杉原博之選挙管理委員会事務局長 期日前投票所の増設等につきまして、選挙管理委員会事務局から御答弁申し上げます。

今定例会では、期日前投票所の混雑緩和や利便性の向上を図るため、投票所施設の変更及び設置日数の拡大、並びに新たに投票所を設置する補正予算を御提案させていただきました。

本市における期日前投票所の在り方につきましては、来年4月に実施予定の統一地方選挙の状況を精査した上で、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の期日前投票所の投票立会人につきましては、選挙の啓発活動を行う吹田市明るい選挙推進協議会と連携し、当該団体の委員を立会人として選任しております。

御質問の学生の投票立会人は、令和元年（2019年）及び令和4年（2022年）の参議院議員通常選挙において、若年層への選挙啓発の一環として限定的に実施した取組でございます。

また、御指摘のとおり、期日前投票所の増設等が進めば、確保すべき投票立会人の枠が増加し、安定的な投票立会人の確保が課題になると認識しております。

つきましては、まず、長年連携している吹田市明るい選挙推進協議会の委員の皆様と、投票立会人の任務に関して負担感がないか等、丁寧に意見交換をさせていただき、その上で投票事務が円滑に執行できる投票立会人の確保方策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 千里ニュータウンのまちづくりについて、都市計画部から御答弁申し上げます。

初めに、千里ニュータウンのまちづくり指針は、千里ニュータウンのルールとして、住民、事業者、行政が共に作り上げてきたものであり、良好な住環境の保全に寄与してきたものと認識しています。

策定から約20年が経過し、運用や解釈にそごが生じた事例もあり、指針の趣旨やその背景を改めて理解していただき、法的拘束力のないガイドラインで

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

はあるものの、指針に沿った土地利用が行われることで、引き続き千里ニュータウンの良好な住環境が継承されるものと考えております。

次に、指針の手引の作成につきましては、運用や解釈にそごが生じた事例も踏まえ、住民事業者にとって誤解のない運用が図られるよう、指針の内容を点検し、課題の抽出と検証を行っているところでございます。

次に、住民説明会の開催につきましては、事業者が計画内容を丁寧に説明し、住民の皆様の意見を述べる機会が確保されることが重要と認識しております。

指針はガイドラインであることから、説明会を義務づけることは難しいと考えていますが、今後、作成する手引などを通じて、住民と事業者による丁寧な対話が促進されるよう検討を進めてまいります。

最後に大規模地権者への働きかけといたしましては、新たな土地利用の際に容積率150%の指針の対象となることが予見される中・高・層住居専用地域内の土地所有者36者に対し、所有地の売却や利用を検討する際には、法令に加え、本指針の遵守を条件とするよう理解と協力を求める要望書を送付いたしました。

また、そのうち一社につきましては売却の予定を把握したため、面談により指針の内容を直接周知し、遵守について要望いたしました。

以上でございます。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 次に、学校教育部から御答弁申し上げます。

性に関する教育につきましては、保護者や地域の方々の御理解を深めることが重要であると認識しており、これまでも各校におきましてデートDVや性的マイノリティ、SNS上の危険性などに関する取組を通して、保護者や地域の方々と共に学ぶ機会を設けてまいりました。

また、学校だよりを通して情報発信を行うなど、その趣旨や重要性について理解を得られるよう努めてきたところでです。

具体的な内容といたしましては、妊娠の仕組みに

関わることにつきまして、小学校4年生で思春期の体の変化、中学校1年生で生殖器の発達や性に関する適切な態度や行動の選択などについて学んでおります。

また、性感染症につきましては、中学校3年生の保健体育の分野におきまして、様々な感染症を例に挙げ、感染症予防の観点から、感染経路や主な症状などを中心に学んでおります。

さらに、保健体育科の授業だけでなく、学校の教育活動全体を通し、発達段階に応じて教科横断的かつ包括的な視点を取り入れ、様々な角度から生命の尊厳や他者への尊重、自己の行動への責任についての理解を深めております。

現行の学習指導要領では、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から指導することが示されており、学校におきましては適切な指導がなされているものと認識しております。

一方で、国際的な議論や社会情勢の変化、多様な課題に対応するための包括的な学びの必要につきまして、学習指導要領の改訂に向けた議論が重ねられていることから、児童、生徒が自他の生命や人権を尊重できる指導の充実に向け、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 22番 柿原議員。

(22番柿原議員登壇)

○22番 柿原真生議員

2回目の質問、要望をさせていただきます。

期日前投票所の増設について、来年4月の実施状況について検証していただくようお願いをしております。

江坂図書館内の多目的室に設置をされるそうですが、非常に狭く、大丈夫なのかなという心配があります。

また、投票所ごとの有権者が、どの期日前投票所を利用しているかについて、事前に選挙管理委員会に詳細を確認しました。

千里ニュータウンプラザの投票所には南千里地域

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

はもちろんのこと、北千里地域や千里山地域からもたくさん来られているということが分かりました。阪急沿線には2か所あるからよいということではなく、北千里や千里山にも必要ではないかと感じました。豊中では、蛍池や岡町、服部天神、庄内の各駅にあります。さらなる検討を要望いたします。

次に、包括的性教育についてです。学習指導要領の受精に至る経過、妊娠の経過は取り扱わないといういわゆる歯止め規定について、昨年12月、国会で我が党の吉良佳子議員が妊娠の経過を教えることを禁止するものなのかと問いただきました。スポーツ庁は教えてはならないという趣旨ではないとしつつ、集団ではなく個別指導で教えるものと答弁しております。教えてはならないと国は言っていないということを改めて市は認識をしてください。また、このことは各校に周知をしていただき、子供たちの人生の支えとなる包括的性教育をぜひ行っていたきたいと思います。

本来子供たちの成長過程において得る、受け取るべき科学的で正確な知識を学ぶ機会や権利が奪われている、このように感じております。その代わりに、ネット上にあふれる性犯罪まがいの誤った性情報をお手本にしているこういう事例もあるのではないかと指摘をされています。

様々な課題はあろうかと思いますが、ぜひ挑戦をしていただきたいということを要望いたしまして、2回目の質問を終わります。

ありがとうございました。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 すいた党の澤田直己です。個人質問を始めます。

まず、1問目の自動運転E Vバスの質問なんですが、他の議員さんとほぼかぶっていますので、ちょっと要約して質問させてもらいます。

まずバス運転士不足の深刻化、また、移動手段の確保、こういった課題解決に積極的に取り組む、この姿勢は評価させていただきたいと思います。

ただ、実証事件で使うバスが中国製のレンタル車両ということで、自動車産業自体は日本の基幹産

業ですし、国内メーカーの育成、国内技術の発展、また、経済安全保障の視点も必要じゃないかというところで、実装段階、車両を購入する段階においては国内メーカーの車両を使っていたきたいということ、国内のシステムのほうも国内の企業の製品を使っていたきたいというところで、質問をさせていただきますので、それについての御見解だけお聞かせください。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 コンソーシアム内の協議において、自動運転E Vバスの本格導入に向けては、安全性や性能等の様々な観点を考慮し、国産の車両や自動運転システムを導入する方針について確認しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 ありがとうございます。

では、次の質問行きます。想定最大規模豪雨に対する吹田市南部の治水・内水対策の実効性について、雨水レベルアップ事業についてお伺いいたします。

本事業は現在も未完成であり、全体としてどこまで整備が進み、いつ完成するのが市民には十分見えていません。まず、未整備の工区について、工事中、設計中及び未着手の区間をそれぞれ示してください。

また、現在の進捗率、今後の年度ごとの大まかな整備スケジュール、残された工区の供用開始予定及び基本計画全体の完成予定年度を示してください。

最後にk市が公表している総事業費約462億円から、現在は相当上振れしていると思われますが、現時点での総事業費の試算と、その内訳をお示してください。

○有澤由真副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 雨水レベルアップ整備事業は、市南部地域の浸水対策として、平成14年度（2002年度）に雨水レベルアップ整備計画を策定し、常襲的に浸水被害が大きく、都市機能が集積している豊津、中の島・片山、南吹田・泉の3地区を重点対策地区と定め、暫定的に貯留施設として整備を進めている

ところです。

重点対策地区の貯留施設の整備につきましては、平成21年度豊津工区、令和6年度に中の島・片山工区が供用を開始しております。

現在、南吹田・泉工区の詳細設計や関係機関との協議を進めており、早期の着工を目指しております。

次に、同整備計画全体の完成につきましては、重点対策地区の工事完成後に検証が必要なことや、事業規模も大きく、施工条件の厳しい工事を多く含むため、現時点で完成時期をお示しすることは困難であります。

最後に、全体総事業費約462億円につきましては、昨今の人件費や建設資材等の物価高騰に伴い増大することが予測されているため、算出することが難しく、まずは浸水被害を軽減するためにも、重点対策地区である南吹田・泉工区の完成を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 事業途中である現時点においては、時間50mmには対応できないと思いますが、現時点で、時間何mm程度の降雨まで対応できると想定しているのでしょうか。

つい先月も、市内で時間50mmを超える雨量がありました。また、他の市町村では時間80mmや100mmを超える降雨は頻発し、本市の内水ハザードマップの想定最大規模降雨時間147mmを超えることも想定外とは言えない状況です。

こうした状況を踏まえても、雨水レベルアップ基本計画の目標を時間約50mmのままとするのでしょうか。時間60mm程度への目標上げや、施設増強を含む計画変更について検討していますでしょうか。計画変更が難しい場合の代替対策や補完策もありましたらお示してください。

○有澤由真副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 雨水レベルアップ整備事業が完了していない現時点では、1時間当たり何mm程度の降雨まで対応できるか、正確な数値をお示しすることはできませんが、現時点におきまして整備によ

る効果が現れるものと思われます。

令和8年（2026年）8月28日の大雨では、吹田市防災気象情報システムの雨量データの値は、雨水レベルアップ整備区域に近い吹田市役所での最大60分雨量が45mmであり、同じ降雨規模で、整備前の区域内の被害通報件数と比較しますと、平成15年の約70件から、今回の3件に大幅に減少しております。

また、雨水レベルアップ基本計画の整備目標の60分最大雨量約50mmは、本市全域で目標とする10年に一度程度の降雨確率と同一であり、本市全域でこの整備水準への浸水対策を進めております。

特に、南部地域では、浸水被害が多く発生していることから、少しでも被害を軽減するため、着実に雨水レベルアップ整備事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 ありがとうございます。次に、安威川、神崎川等の洪水リスクと長時間豪雨への対応について、洪水浸水想定における想定最大規模降雨は安威川が24時間776mm、神崎川が737mmとされています。先日の千葉県豪雨の24時間や48時間雨量だけを見れば、安威川や神崎川の想定最大規模降雨を下回りますが、河川の洪水氾濫リスクは総雨量だけで判断できるものではありません。

先月の時間50mm程度の雨でも、神崎川では場所によって欄干が見えなくなる一步手前まで水位が上昇していました。

想定最大規模降雨を下回る場合でも、短時間に雨が集中する降り方、流域全体の雨量、ダムの放流状況、支線からの流入、南部地域の内水氾濫などが重なれば、河川水位が急上昇し、氾濫する可能性、こうした複合的な条件を組み合わせた場合の洪水氾濫リスクをお示してください。

○有澤由真副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 想定最大規模降雨という特定の雨の降り方や強さ等を想定し、シミュレーションしているもので、総降雨雨量で想定最大規模降雨を下回る場合においても、雨の降り方による強さや時間的な変化、その他の状況により、河川水位が上昇

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

する可能性はあり得ると考えられます。

また、雨の降り方が違うだけでなく、組み合わせる条件設定の違いにより、河川氾濫の起こり得る可能性も変化することが考えられ、実際の状況を全てシミュレーションに反映することも難しく、複合的な組み合わせた洪水氾濫リスクがどのようになるかを判断するのは難しいと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 集中豪雨や規模の大きい台風が来るたびに、安威川、神崎川、糸田川及び上の川周辺の住民は、少なからず不安が生じると思います。猛烈な雨が降り、それが数時間に及ぶと、時間の経過とともに私のLINEやメッセージへの問合せも増えます。

気象庁などから発表されるレベル3から5の危険情報は、例えば、川の水位、時間雨量、24時間雨量など総合的に判断した上で発出されるかと思いますが、上述した市内の河川における判断基準はどのようになっているのでしょうか。

また、本市のレベル3高齢者等避難、レベル4避難指示、レベル5緊急安全確保、これらを発出する判断基準をできるだけ詳しくお示してください。

○有澤由真副議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 河川の危険性を表すものとして、河川ごとに河川管理者の定めた避難判断水位、氾濫危険水位、堤防高及びハイウォーターレベルなどの水位基準があり、氾濫の危険性等の判断基準の一つとしております。

なお、上の川につきましては調節池があり、水位基準が定められていないことから、大阪府ホームページで公表されているカメラ映像や、貯留位表示灯により、氾濫の危険性等を判断しております。

避難情報等につきましては、気象庁の発表する防災気象情報の各レベルに加え、予想降雨量等の今後の気象予測、近畿地方整備局や大阪府が発表する水防警報、各河川の水位情報、さらには関係部局の巡視による報告等を総合的に判断し、市長が発令いたします。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 ありがとうございます。

次に、本年8月の千葉県における記録的大雨では、冠水したアンダーパスに車両が進入する被害が発生しました。これを受けて国土交通省は、事前に通行止めを行う予防的通行規制の対象を拡大したと報道されています。本市においても市道を含むアンダーパスや道路の低地部の位置、過去の浸水履歴を一定把握していると思われます。

しかし、近年は浸水実績がない場所でも想定を超える短時間豪雨により、冠水が発生する可能性があります。このため、過去の浸水履歴だけにとらわれず、地形、道路構造、排水能力等を踏まえ、冠水リスクの高い地点を改めて総点検すべきではないでしょうか。

また、万が一通行不能となった場合を想定し、緊急車両の迂回ルート、通行止めの実施方法、関係機関との情報共有及び市民への周知を含めたシミュレーションを実施し、具体的な対応計画を策定していくことが重要と考えますが、本市の見解をお伺いします。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 本市におきましては、時間当たり147mmの降雨に対し、地盤の高さと個別の状況を加味したシミュレーションを行い、内水ハザードマップを作成しております。この中では地域南部に浸水想定区域が点在しており、浸水リスク箇所は一定の把握をしております。

また、吹田市地域防災計画の災害対応マニュアルにおいては、風水害の活動体制や警戒時の情報収集、伝達、避難行動などを定めており、災害の発生時にはこれに基づき対応を行うものです。

近年、激甚化する自然災害に対し、規模等を正確に想定することは困難ですが、現在、国においてもアンダーパスの冠水事故防止等、様々な対応の検討を進めているところであり、本市の道路施設につきましても、これらの動向を踏まえた上で安全対策を検討してまいります。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 国が予防的通行規制を拡大しているこの動きを踏まえて、警戒レベル4や5、あるいは実際の冠水を待たず、予測雨量、短時間降雨の予報、道路水位計、浸水センサー等に基づいて、冠水前に通行止めを行う基準を、少なくとも市道においては検討すべきではないでしょうか。

また、水位と連動した遮断機や遠隔操作ゲートの設置についても、構造上、技術上及び費用上の課題があることは理解しますが、検討すべきではないでしょうか。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 アンダーパスの予防的な事前通行規制については、国土交通省から、過去の冠水履歴や防災気象情報などから、冠水のおそれが高まったときには事前の通行規制を検討するよう、技術的助言がありました。

また、市道アンダーパス5か所については、全てに水位計と連動した冠水表示板を設置しておりますが、国からの技術的助言には、遮断機の設置についての検討も含まれていることから、これらを合わせまして、他市状況や検討条件の確認を進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 想定最大規模降雨では、多くの住民が避難所生活を余儀なくされる可能性があるため、その点も踏まえた避難所体制についても伺います。

令和8年3月31日時点の非常用物資配置箇所別内訳表によれば、本市の備蓄は毛布4万2,000強、簡易ベッド360台、パーティション2,112台となっています。

一方、備蓄計画における避難所避難者数は3万2,225人であり、簡易ベッド360台は単純計算で約1.1%にすぎません。簡易ベッドについて、誰を対象として、何台確保するという備蓄目標を設定して

いるのでしょうか。また、簡易ベッドを利用できない避難者について、体育館等の床からの冷氣、固さ、湿気を防ぐためのマット、敷物等を何人分確保しているのか伺います。プライベートを守るために、避難所内テントなどの配備は検討されていますでしょうか。

○有澤由真副議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 本市において、備蓄をしています簡易ベッドは、避難所開設時に発熱者や要配慮者等が一時的に体を休めるために使用することを目的として、各小学校に配備をしているものです。

備蓄している2,112張のパーティションには、クッション性、断熱性のシートが附属しているため、体育館の床からの冷氣等への一定の対策になり得ると考えております。

また、災害時応援協定により、避難者へ必要な数を配布するダンボールベッドも冷氣等への対応になると考えております。

避難所内のプライベート確保としましては、着替え等を含めて多目的に用いることを想定して、ポップアップ型テント134張を備蓄しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 限られたスペースや予算の中ではありますけれども、実際のね、避難所生活を想定いただいて、今できる最善の備えを一つずつ積み上げていただくことを求めて、次の、この質問を終わります。

次に、不登校児童生徒への重層的な支援について。

まずは多様な学びの場と校内教育支援教室の充実について伺います。

不登校児童・生徒への支援は子供の状態や希望に応じて学校内外を問わず、様々な選択肢の中から本人に合った支援につなげることが重要です。特に不登校や行きしぶりの初期段階では、学校外の施設で通うこと自体が難しい児童、生徒もいることから、まずは在籍校の中に安心して過ごせる居場所を確保することには大きな意義があると考えています。

今後、校内教育支援教室の全校配置を進めるに当

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

たっては、単に場所を設け、人を配置するだけではなく、支援員の配置時間や人数の充実、専門職との連携、学習支援、児童、生徒同士の交流など、支援の内容の質を高めていくことが重要と考えます。

現在の取組状況と、今後、どのように校内教育支援教室の機能を充実させていくのか、御見解をお伺いします。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 校内教育支援教室は全小・中学校に設置しており、児童、生徒が必要に応じていつでも利用できる体制を整えております。

また、小学校20校、中学校14校におきましては、週4日、午前中4時間勤務の勤務体制で、居場所サポーターを配置し、個々の児童、生徒の状況に応じた支援を行っております。

今後の機能充実といたしましては、居場所サポーターの配置拡充を図るとともに、教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど、校内教育支援教室に関わる人材との相互連携を一層強化してまいります。

あわせまして、あるくの森の指導員との研修及び交流会を通して、居場所サポーターの資質向上を図るとともに、市教育委員会による学校訪問や研修会を通して、各校の取組の好事例を普及することで、支援体制のより一層の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 続いて、学校を入り口とした切れ目のない支援体制についてお伺いします。

不登校児童・生徒への支援については、校内教育支援教室、あるくの森、オンライン等による学習支援などを別々のものとして捉えるのではなく、在籍校を相談、情報提供の入り口として、子供の状態や希望に応じて適切な支援につなぎ、必要に応じて柔軟に支援内容を変更できる体制が重要と考えます。

本市では、現在、学校内外の多様な学びの場や支援をどのように連携させ、不登校児童・生徒一人一人に適した支援につなげているのか。また、今後、さらに切れ目のない支援体制をどのように構築して

いくのかお聞かせください。

あわせて、あるくの森への通室は出席扱いとなる一方、不登校児童・生徒としては計上されると認識しています。このことが学校側があるくの森の利用を進めにくくする要因となっていないのか、教育委員会の認識をお聞かせください。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市では誰一人取り残されない学びの保障を目指し、校内教育支援教室や教育支援教室あるくの森を中心に、市内公共施設を連携しながら、不登校児童・生徒の重層的な支援体制を構築しております。

具体的には、当該校の教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の見立てにより、児童、生徒の状況を適切、丁寧にアセスメントした上で、個に応じた適切な支援を行っております。

今後は、福祉・医療機関等との連携も視野に入れ、さらに充実した支援体制の構築に取り組んでまいります。

なお、あるくの森に通室する児童、生徒につきまして、年間の欠席状況等により、文部科学省の調査上は不登校児童・生徒として計上する場合がありますが、実際に活動した日を出席として取り扱っていることから、当該児童生徒の不利益になることはなく、引き続き各学校にも説明を徹底してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 最後に、不登校児童・生徒の保護者の孤立を防ぐ支援について。

現在、吹田市においては、福祉関係者やPTAをはじめとする社会教育団体などが、不登校に悩む保護者同士の交流や情報交換の場を設け、市教育委員会も共済の形で一定の取組を行っていることを承知しています。

一方で、不登校児童・生徒が増加する中、こうした地域や団体による取組に加え、市教育委員会としても保護者が孤立することのないよう、継続的な支援をさらに充実させていく必要があると考えます。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

保護者同士が安心して交流できる場の提供、相談支援、情報提供、民間団体・地域団体との連携などについて、今後、どのように取り組んでいくのか、市の認識をお聞かせください。

また、こうした取組を安定的に継続するため、必要な人的体制や予算についても、不登校支援施策の中で適切に確保していく必要があると考えますが、あわせて御見解をお伺いします。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 不登校児童・生徒支援に当たりましては、保護者が悩みを一人で抱え、孤立することのないよう、保護者同士のつながりを支援することが重要であると認識しています。

本市では、教育相談員の定期的な面談による個別支援に加え、あるくの森では、保護者懇談会や吹田市PTA協議会と連携した不登校フォーラムの開催により、様々な情報提供と、保護者同士が思いや悩みを共有する交流の機会創出に力を入れております。

今後も、個別相談支援と保護者同士のつながり支援の両側面から、保護者支援の充実を図ってまいります。

また、これまでもあるくの森の相談体制の強化や、居場所サポーターの配置拡充など、必要な予算確保に努めてまいりましたが、今後、成果と課題を精査し、関係部局と連携しながら、引き続き必要な予算の確保と取組内容の充実に努めてまいります。以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 各種団体と協力した保護者への支援について、市教委の主催、共催、講演、どのような形で支援していくかによって、それぞれ一長一短あるかと思えますけれども、必要なのは間違いないと思いますので、また検討を深めていただきたいと思います。

続いて、地域経済循環・バイローカルの推進に向けた吹田市産業振興条例の強化について。

現在、本市が実施している市内の中・小企業及び個人事業主を守り育成する取組に、市内事業者の売上及び受注を増やす取組、市内雇用を増やす取組並

びに市内でお金を循環させる取組、バイローカルに資する取組について、でき得る限りお答えください。

また、これらの取組の必要性と今後、強化される取組があればお示しください

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは都市魅力部より御答弁申し上げます。

本市ではバイローカルの趣旨につきまして、ホームページや市報などで周知するとともに、吹田商工会議所をはじめ、市内商業団体との意見交換の場や各種イベントを通じて周知をしております。

また、本市職員にも市内店舗等での利用を呼びかけているところでございます。

こうした周知啓発に加え、市内消費を促進し、地域経済の循環につなげる取組として、直近ではデジタル商品券事業を実施してまいりました。

今後も、こうした取組を通じて市内消費の促進を図り、地域経済の活性化につなげてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 続きまして、総務部から御答弁申し上げます。

本市におきましては公正な競争及び契約の適正な履行が確保されると認められる限りにおいて、入札や見積り合せにおきまして、市内事業者を優先的に参加させることを吹田市随意契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程において定め、市内事業者の受注機会の増大を図ってまいりました。

同規定の趣旨につきましては、契約検査室から定期的に庁内通知を発出しているところではございますが、市内事業者の育成支援に資するよう、引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 地域経済巡回の推進は担当副市長が司令塔となり、全庁的な取組が重要と考えます。例えば、横浜市の中小企業振興推進会議等を参考に、市内企業への発注件数、金額、割合の向上、分離・分割発注や市内企業限定入札の拡大、PFI

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

指定管理大型委託における市内下請、市内調達、市内雇用の増加、部局ごとに異なる発注意識や運用の統一、これらの取組を強化することで、市の支出を可能な限り市内の仕事、雇用及び市内所得につなげ、市内で循環させることは、市内事業者の育成だけでなく、地域経済の活性化や将来的な税収にもつながり、悪化する本市の財政状況の改善にも少なからず寄与するものと考えますが、全庁的な推進体制の必要性について、担当部局の見解をお伺いします。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 地域経済の循環につなげていくためには、その活性化に資する個々の施策を着実に進めることが肝要でございます。庁内の関係部局が経済への波及を意識し、必要に応じて連携しながら取り組むことが適切であると考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 経済の波及を意識するとの答弁でしたが、実際どれほどの部局が意識しているのかが見えません。財政の改善について、税収の上振れに期待するだけではなくて、結果的に税収増につながり得る取組にも力を入れていただきたいと思えます。

次に、吹田市産業振興条例と類似した他市の条例では、山口市やいちき串木野市が、市民及び事業者による市内商品サービスの利用を、甲賀市が市内事業者間の取引促進を、横浜市が公共調達における分離・分割発注、市内中小企業の指定管理者への参入機会の拡大及び施策の実施状況の議会への報告を条例に規定しています。本市においても契約検査室の庁内通知やBuy Local Suitaの啓発活動にとどめず、市の支出を市内の仕事、雇用及び所得につなげる市政運営の基本原則として具体化するため、市内消費の促進、市内事業者間の取引拡大、公共調達や数値目標及び実績の公表などを吹田市産業振興条例に明記する改正を検討すべきと考えますが、見解をお伺いします。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 本条例につきましては、産

業振興施策に関する理念条例でありますことを踏まえ、個別施策の明記は考えておりませんが、市内中小企業の活性化に資する施策を引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 他市では議員提案で条例が制定されているケースも多いので、また、同僚議員と相談してみたいと思います。

最後に、財政状況への懸念と行財政改革について。令和6年度決算では約19.4億円の収支不足。加えて経常収支比率も101%と、本市の財政状況が大きく悪化しました。

これを受け、市は令和8年度予算編成において、事業や取組の優先性を十分に検討し、これまで以上に経費を精査すると答弁をされていましたが、従来の予算編成とは異なる、あるいは強化した取組として、具体的に何を行ったのでしょうか。予算査定、事業の見直し、行政評価、職員体制等、それぞれの取組内容をお示ください。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 今年度の当初予算編成におきましては、市民税等の増収を見込むとともに、これまで以上に経常経費を精査したことにより、財政調整基金繰入金の予算額を、前年度比約23億円減の約59億円まで縮減いたしました。

とりわけ人件費に係る取組として、正規職員については昨年策定した職員体制方針に基づき、新たな業務の増加に関しても既存の体制での対応を原則とし、職員定数を据え置くとともに、会計年度任用職員については、人事室が必要な予算額を精査して一括計上、管理するなど、経常経費の抑制に努めているところでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 令和7年度決算においても約13億2,000万円の収支不足となっています。これは株式売却による約2億円の臨時収入や、株式等譲渡

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

所得割交付金約14.9億円という大幅に伸びている歳入があった中でも、財政調整基金による大幅な財源補填が必要になりました。令和6年度決算では、人件費、物件費の高騰、扶助費の増加などを原因とされていましたが、令和7年度も再び巨額の財源補填を必要とした主な要因をお示しください。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 物価、賃金の上昇に伴う物件費の増加や給与改定による人件費の増加、さらに児童福祉や障がい福祉分野における給付費の著しい増加といった経常経費の増加は、令和6年度（2024年度）に限った一過性のものではなく、令和7年度（2025年度）同様の状況にございます。

そのような状況においても、社会情勢や市民ニーズに即応した施策を実施してきたことから、様々な財政需要が重なった結果、歳出の伸びが歳入を上回ったことで収支が不足し、基金からの繰入れに至ったものでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 現在でも財政調整基金による財源補填を必要としている中、今後は粗い試算ではありますが、教育ネットワークやシステムの再構築で年間約2億円の経常経費が増加し、さらに令和10年度からは中学校給食の実施に伴い、年間約17億円、また、市債の新規発行残高令和6年が過去最大、令和7年度も高止まりしている、こういった状況を踏まえば経常経費もさらに数億円増えてくるでしょう。それだけで約20億円以上は増えてくるでしょうし、さらには地方消費税交付金、これがね、減収分が仮に国から補填されると思うんですけど、されない場合はプラス16億円とね、答弁されているので、それ足せば35億円で、今の今年のやつを足すと計50億円以上必要になってくるというようなこともありますので、事業のスクラップ、職員の体制の見直しもろもろ、先ほどね、公共施設の再編の質問もありましたけれども、そういったところも含めて、庁内全体を対象とした行財政改革を検討すべきではないでしょうか。

市長は、2年続けて財政調整基金に依存する収支構造となっている現状に加え、今後、2年以内に確実に見込まれるさらなる経常経費の大幅な増加に、どのように対応していくお考えでしょうか。

また、従来の取組にとどまらない思い切った抜本的な行財政改革に取り組む必要性はあるとお考えでしょうか。お答えください。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

お示しの学校教育に係る経費をはじめ、人事院勧告に伴う人件費の増、物価・賃金の上昇に伴う委託料の増や各種給付費の自然増など、様々な経常経費が増加傾向であることから、財政運営に当たりましては事業の優先性を見極めながら、これまで以上に事業費の精査、抑制に努めているところでございます。

予算編成、実施計画策定においては、効果検証やスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、行政評価による事務事業の見直し、DX等による業務効率化や、定数管理による適切な職員体制の構築等を推進することで、必要な施策を実施していくための安定的な財政基盤の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 初めに、本市がこれまで展開してきた事業は、全て広い意味で市民ニーズに応えるべく、議会と共に予算化し、実施をしてきたものでございます。

財政改革視点で思い切った抜本的な改革を実施するとするメッセージは、政治的には明快で筋の通ったものではありませんが、事業の継続ニーズは分野ごとに、また、地域ごとに存在をする中で、将来を見越しての行政改革は非常に慎重かつ困難な合意形成に取り組む必要があります。

しかし、それこそが行政の本分であり、今後とも市民をお支えする使命の下で、日々の改革に取り組んでまいります。

以上でございます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○有澤由真副議長 9番 澤田議員。

（9番澤田議員登壇）

○9番 澤田直己議員 ありがとうございます。確かに慎重なね、合意形成が必要でしょうし、我々も議会の中で予算を認めてきたという経緯もあって、なかなかね、ビルドするのは簡単ですけどね、スクラップするときは大変でしょうし、総論賛成でもね、各論反対とかよくあることなので、その辺はなかなか大変ではあるとは思いますが、取り組んでいただきたいと思います。

あと、先ほど、我が会派の後藤議員の質問の中で、来年度予算編成について、骨格予算にどこまで計上するかというような質問があって、春藤副市長は原則として新規拡充的な内容は控えることが適切というそういう答弁があったかと思います。もちろん義務的経費や市民生活に不可欠な経費であったりね、契約が済んでいて、工事が進捗中の事業なんかは進めるべきやと思いますけれども、設計段階や、例え

ば契約前の事業なんかについては一旦立ち止まって、必要性和優先順位を再検証した上で、選挙後のね、判断に委ねたほうがいいんじゃないかと、それを最後に意見をさせてもらって質問を終わります。

○有澤由真副議長 以上で質問を終わります。

ただいま議題となっております議案につきまして、お手元に配付してあります付託案件表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、常任委員会委員長から、クラウド上などに掲載してあります招集通知のとおり委員会が招集されていますので、御承知と願います。

○有澤由真副議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行いたします。

○有澤由真副議長 議事の都合上、午後3時15分まで休憩いたします。

付 託 案 件 表

令和 8 年 9 月定例会
(2026年)

<財政総務常任委員会所管分>

- ・ 議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

<文教市民常任委員会所管分>

- ・ 議案第89号 吹田市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第96号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

<予算常任委員会所管分>

- ・ 議案第97号 令和 8 年度吹田市一般会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第98号 令和 8 年度吹田市水道事業会計補正予算（第 1 号）

<決算常任委員会所管分>

- ・ 議案第99号 令和 7 年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について
- ・ 議案第 100 号 令和 7 年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について
- ・ 認定第 1 号 令和 7 年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 2 号 令和 7 年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 3 号 令和 7 年度吹田市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 4 号 令和 7 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 5 号 令和 7 年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 6 号 令和 7 年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 7 号 令和 7 年度吹田市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 8 号 令和 7 年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 9 号 令和 7 年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第10号 令和 7 年度吹田市水道事業会計決算認定について
- ・ 認定第11号 令和 7 年度吹田市下水道事業会計決算認定について

○**橋本 潤議長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○**橋本 潤議長** 次に、日程 3 報告第24号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

（行政経営部長登壇）

○**北澤直子行政経営部長** 御上程いただきました報告第24号 令和7年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告につきまして、御説明を申し上げます。

追加議案書5ページをお願いいたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法の第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員に審査をお願いしており、その意見を付して御報告を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

まず、1 健全化判断比率でございます。

実質赤字比率は一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字額が生じておらず、算定されないものでございます。

なお、一般会計とは、一般会計のほか部落有財産、勤労者福祉共済、公共用地先行取得、病院事業債管理及び母子父子寡婦福祉資金貸付の各特別会計でございます。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率で、赤字額が生じておらず、算定されないものでございます。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する市債の元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3か年平均で、0.9%でございます。

次に、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、充当可能財源等が将来負担額を超過しており、算定されないものでございます。

次に、2 公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率で、水道事業会計、下水道事業会計共に資金不足が生じておらず、算定されないものでございます。

下段に参考といたしまして、健全化判断比率の早期健全化基準及び財政再生基準、また、公営企業の資金不足比率の経営健全化基準をお示ししておりますが、いずれの指標とも各基準を大きく下回っている状況でございます。

7ページから10ページには、監査委員の審査結果として、算定が正確である旨の意見書をお示ししております。

報告第24号の説明は以上でございます。

なお、追加議案参考資料の5ページから10ページに、資料をお示しいたしておりますので、御参照の上、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○**橋本 潤議長** 報告が終わりました。

○**橋本 潤議長** 次に、日程 4 議案第99号、議案第100号及び認定第1号から認定第11号までを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。水道事業管理者職務代理者。

（水道事業管理者職務代理者水道部長登壇）

○**原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長** 御上程いただきました議案第99号及び認定第10号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、令和7年度吹田市水道事業会計剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の11ページをお願いいたします。

本案につきましては、令和7年度決算に伴う剰余金の処分を、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を経て行おうとするものでございます。

剰余金処分案の内容といたしましては、別冊の水道事業会計決算書8ページに記載しております。

未処分利益剰余金17億4,737万3,061円のうち5億8,961万2,363円を減債積立金へ、11億5,776万698円

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

を資本金へ、それぞれ処分するものでございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第10号 令和7年度吹田市水道事業会計決算認定につきまして、事業の概況を御説明申し上げます。

水道事業会計決算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

まず、配給水状況についてでございます。

当年度の総配水量は前年度と比べ0.9%増の4,225万762㎥となりました。また、料金収入の元となる有効有収水量は、前年度に比べ0.6%増の4,002万5,888㎥となり、有収率は94.7%となったものでございます。

次に、経営状況についてでございます。

収入面では、事業収入の根幹となる給水収益が前年度に比べ4,022万5,972円、0.6%増の68億5,090万9,174円となりました。

また、加入金が6,721万円、15.2%減となったものの、長期前受金戻入が1億385万2,522円、63.8%増となったことなどにより、収入の総額は前年度に比べ7,844万755円、1.0%増の78億6,590万2,235円となりました。

支出面では、工事請負費や賃借料、受託事業費など、前年度に比べ減少した費用がある一方で、資産減耗費が4億2,189万6,226円、244.5%の増、職員給与費や減価償却費、支払い利息などが増となったことにより、支出の総額は前年度に比べ5億1,685万9,249円、7.6%増の72億7,628万9,872円となりました。

この結果、収益的収支における純利益は5億8,961万2,363円となるものでございます。

次に、建設事業等についてでございます。

令和7年度は第3次上水道施設等整備事業の下、管路整備事業、浄配水施設整備事業に係る各種工事や、工事に係る設計業務など、施設整備費として建設改良工事費46億3,423万7,355円を執行し、水道施設の再構築事業を進めました。

なお、これらにつきましては企業債や国庫補助金のほか、建設改良積立金などの自己資金により充当

したものでございます。

続いて、17ページ後段からの経営指標に関する事項では、経営の健全性や施設整備の状況につきまして、それぞれ関連する指標を経年的に示しております。

以上が事業の概要でございます。

昨今の物価高はあらゆる分野に及び、装置産業である水道事業への影響は決して小さなものではなく、特に、強靱化の取組を継続して進めている本市水道事業においては、看過できないものとなっております。

このような状況の中、新たに策定した基本計画、すいすいビジョン2035に基づき、さらなる業務効率化を図りながら、適正な水道料金水準に基づく持続可能な水道事業経営の実現に尽力してまいります。

なお、本決算書には財務諸表に関する書類並びに附属書類を、また、別冊の決算参考書には各種明細書をお示ししておりますので、あわせて御参照いただき、本決算につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 下水道部長。

（下水道部長登壇）

○愛甲崇作下水道部長 御上程いただきました議案第100号及び認定第11号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第100号 令和7年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分につきまして、御説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

本案につきましては、令和7年度決算に伴う剰余金の処分を、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て行おうとするものでございます。

剰余金の処分案の内容といたしましては、未処分利益剰余金16億3,509万9,327円のうち7億8,398万5,570円を減債積立金へ、8億5,111万3,757円を資本金へ、それぞれ処分するものでございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第11号 令和7年度吹田市下水

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

道事業会計決算認定につきまして、御説明申し上げます。

決算の内容でございますが、まず、事業の概況を御説明申し上げます。

下水道事業会計決算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

有収水量の状況についてでございますが、当年度の有収水量は前年度と比べ、0.2%増の4,288万6,957m³となりました。

次に、経営状況についてでございますが、収入面では、事業収益の根幹となる下水道使用料が前年度と比べて0.5%減少し、45億1,617万1,850円となり、雨水処理費としての一般会計負担金などと合わせた収益の総額は、前年度に比べ2億9,002万1,428円、3%減の92億6,814万3,171円となりました。

費用面では、営業費用が前年度と比べ1億2,707万4,003円、1.6%増の79億7,950万4,740円となり、営業外費用が前年度と比べ2,778万8,434円、5.2%減の5億419万6,756円となり、費用の総額は前年度に比べ3億462万898円、3.5%減の84億8,415万7,601円となりました。

この結果、収益的収支におきまして、7億8,398万5,570円の純利益を計上いたしました。

次に、建設改良事業等についてでございますが、岸部幹線整備のうち、シールド工事による阪急京都線横断部の合流管路整備工事などを含む下水道管渠の建設改良費は、28億6,704万8,072円、処理場及びポンプ場の更新工事で12億1,669万8,834円、また、流域下水道建設費負担金として1億4,483万6,307円を執行いたしました。

なお、これらの財源として、国庫補助金、企業債のほか損益勘定留保資金などの自己資金を充当したものでございます。

令和7年度は、埼玉県八潮市で発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故を受け、下水道管路の特別重点調査を実施いたしました。

調査対象施設が11.161kmのうち目視調査の結果では、下水道管の劣化の深刻度に応じた修繕または改築工事の対策が必要な延長は、緊急度1が1.425km、緊急度2が2.971kmとなり、空洞調査の結果では、

下水道の劣化に起因する地盤の空洞は確認されませんでした。

今後、対策が必要な箇所につきましては、修繕または管更生などの改築を進めてまいります。

本市下水道事業は、使用料収入の減少傾向、物価高騰といった社会情勢の変化による維持管理費用の増、老朽化する施設の対応、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、経営環境において、これまで以上に厳しさが増えています。

市民生活を支え、持続可能な下水道事業の運営を行っていくため、経営や資産に関する的確な現状把握を行った上で、効率的で効果的な事業運営を進め、安定した下水処理による水質保全や公衆衛生の確保、施設の老朽化対策、浸水や地震などの大規模災害への備えに関する対策を引き続き進めてまいります。

また、インスタグラムなどのSNSや見学会などの開催で、下水道の見せる化にも取り組んでまいります。

続きまして、18ページをお願いいたします。

こちらの経営指標に関する事項では、経営の健全性についてや施設等整備の状況について、それぞれ関連する指標を経年的にお示ししております。

以上が事業の概況でございますが、決算書2ページからは予算の執行状況をお示した決算報告書を、7ページには収益的収支の内容を税抜き金額でお示した損益計算書を、また、8ページには先ほど議案第100号で御説明申し上げました剰余金処分計算書の案を、10ページから財政状態をお示した貸借対照表を記載いたしております。このほか15ページ以降に、決算附属書類を、また、別冊の決算参考書には予算・決算対照明細表などの各種明細をお示しておりますので、御参照のほどお願い申し上げます。

以上が決算の内容でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 会計管理者。

（会計管理者登壇）

○伊藤さおり会計管理者 御上程いただきました認定第1号から認定第9号までの令和7年度（2025年度）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

係数等につきましては、お手元の吹田市歳入歳出決算書、吹田市各会計別歳入歳出決算附属書類、吹田市一般会計特別会計歳入歳出決算に係る主要な施策の成果及び基金の運用状況に関する報告書に基づきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果及び基金の運用状況に関する報告書の12ページ、13ページをお願いいたします。

図表1 総括表でございますが、一般会計及び各特別会計を合わせますと、歳入合計額は2,564億6,878万6,202円で、予算現額の2,659億9,434万8,370円に対し、96.4%の収入率、前年度と比較して0.4%の減となっております。

歳出合計額は、2,521億4,486万3,643円で、予算現額に対し94.8%の執行率、前年度と比較して1.0%の減となっております。

収支差引残額は43億2,392万2,559円の収入超過でございます。

また、繰越明許費等により、翌年度へ繰り越すべき財源の15億6,987万2,663円を控除いたしました実質収支額は、27億5,404万9,896円の黒字となっております。

それでは、吹田市歳入歳出決算を会計別に御説明申し上げます。

まず、認定第1号 吹田市一般会計歳入歳出決算につきまして、吹田市歳入歳出決算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入合計額は1,778億5,977万4,349円で、予算現額に対し94.9%の収入率、前年度と比較して0.8%の減となっております。

なお、不納欠損額は4,648万5,892円、収入未済額は11億5,211万3,993円となっております。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

歳出合計額は1,762億916万2,735円で、予算現額に対し94.0%の執行率、前年度と比較して1.3%の減となっております。

19ページに移りまして、歳入歳出差引残額は16億

5,061万1,614円で、翌年度に繰り越すべき財源15億6,987万2,663円を控除いたしますと、実質収支額は8,073万8,951円となりましたので、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第2号 吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、26ページ、27ページをお願いいたします。

歳入合計額は332億6,289万3,055円で、予算現額に対し101.1%の収入率、前年度と比較して2.4%の減となっております。

なお、不納欠損額は1億9,290万2,803円、収入未済額は16億6,788万3,707円となっております。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

歳出合計額は321億2,602万1,177円で、予算現額に対し97.6%の執行率、前年度と比較して3.2%の減となっております。

33ページに移りまして、歳入歳出差引残額は11億3,687万1,878円で、実質収支額も同額となり、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第3号 吹田市部落有財産特別会計歳入歳出決算につきまして、40ページ、41ページをお願いいたします。

歳入合計額は4億6,294万354円で、予算現額に対し100%の収入率、前年度と比較して5.9%の減となっております。

続きまして、44ページ、45ページをお願いいたします。

歳出合計額は1,302万2,488円で、予算現額に対し2.8%の執行率、前年度と比較して55.8%の減となっております。

歳入歳出差引残額は4億4,991万7,866円で、実質収支額も同額となり、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第4号 吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算につきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

歳入合計額は3,906万9,078円で、予算現額に対し97.9%の収入率、前年度と比較して13.5%の減となっております。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

続きまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

歳出合計額は3,544万4,013円で、予算現額に対し88.8%の執行率、前年度と比較して18.8%の減となっております。

歳入歳出差引残額は362万5,065円で、実質収支額も同額となり、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第5号 吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

歳入合計額は346億3,438万6,242円で、予算現額に対し100.3%の収入率、前年度と比較して3.0%の増となっております。

なお、不納欠損額は2,099万7,274円で、収入未済額は1億5,257万3,313円となっております。

続きまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

歳出合計額は337億9,728万8,469円で、予算現額に対し97.8%の執行率、前年度と比較して1.7%の増となっております。

71ページに移りまして、歳入歳出差引残額は8億3,709万7,773円で、実質収支額も同額となり、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第6号 吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

歳入合計額は78億7,748万1,611円で、予算現額に対し98.8%の収入率、前年度と比較して6.8%の増となっております。

なお、不納欠損額は1,344万5,725円、収入未済額は7,252万6,713円となっております。

続きまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

歳出合計額は76億9,050万4,313円で、予算現額に対し96.5%の執行率、前年度と比較して7.0%の増となっております。

歳入歳出差引残額は1億8,697万7,298円で、実質収支額も同額となり、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第7号 吹田市公共用地先行取得特別

会計歳入歳出決算につきまして、90ページ、91ページをお願いいたします。

歳入合計額は14億2,240万4,752円で、予算現額に対し81.8%の収入率、前年度と比較して17.1%の減となっております。

続きまして、94ページ、95ページをお願いいたします。

歳出合計額は歳入合計額と同額の14億2,240万4,752円で、予算現額に対し81.8%の執行率、前年度と比較して17.1%の減となっております。

歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認定第8号 吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算につきまして、102ページ、103ページをお願いいたします。

歳入合計額は7億6,324万8,296円で、予算現額に対し100%の収入率、前年度と比較して4.0%の減となっております。

続きまして、106ページ、107ページをお願いいたします。

歳出合計額は歳入合計額と同額の7億6,324万8,296円で、予算現額に対し100%の執行率、前年度と比較して4.0%の減となっております。

歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認定第9号 吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算につきまして、114ページ、115ページをお願いいたします。

歳入合計額は1億4,658万8,465円で、予算現額に対し121.9%の収入率、前年度と比較して5.5%の減となっております。

収入未済額は1,657万298円となっております。

続きまして、118ページ、119ページをお願いいたします。

歳出合計額は8,776万7,400円で、予算現額に対し73.0%の執行率、前年度と比較して34.7%の増となっております。

歳入歳出差引残額は5,882万1,065円で、実質収支額も同額となり、翌年度へ繰越しをいたしました。

続きまして、各会計別歳入歳出決算附属書類をお

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

願います。

実質収支に関する調書につきましては、ただいま各会計別に決算説明を申し上げたとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、456ページから463ページには、財産に関する調書の公有財産、物品、債権及び基金を記載してございますので、それぞれの資料を御参照賜りますようお願い申し上げます。

なお、459ページ以降の2、物品につきましては、税込み購入価格が1点100万円以上のものを記載しており、459ページには学校備品を除く備品について、460ページには学校備品について、それぞれ記載いたしております。

以上、御説明申し上げました各会計決算につきましては、本市監査委員の決算審査を受け、意見書も提出されております。

なお、参考資料といたしまして吹田市新公会計制度財務諸表を提出いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、決算概要の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしてあります付託案件表のとおり、決算常任委員会に付託いたします。

なお、決算常任委員会委員長からクラウド上などに掲載してあります招集通知のとおり委員会が招集

されていますので、御承知願います。

○橋本 潤議長 次に、日程5 議案第87号、議案第90号及び議案第91号を一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論終わり、議案第87号、議案第90号及び議案第91号を一括して採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第87号、議案第90号及び議案第91号は原案どおり可決されました。

○橋本 潤議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は9月29日（火曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後3時49分 散会）

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。
地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

吹田市議会議長	橋 本 潤	
吹田市議会副議長	有 澤 由 真	
吹田市議会議員	山 根 建 人	
吹田市議会議員	野 田 泰 弘	
吹田市議会議員	清 水 亮 佑	